

令和7年第4回五城目町議会定例会議事日程〔第3号〕

令和7年12月10日（水）午前10時00分開議

1 開会（開議）宣告

2 議事日程

日程第 1 一般質問（3人）

日程第 2 議案第69号 五城目町議会議員及び五城目町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第 3 議案第70号 五城目町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第 4 議案第71号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第 5 議案第72号 五城目町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

日程第 6 議案第73号 五城目町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

日程第 7 議案第74号 五城目町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について

日程第 8 議案第75号 五城目町恋地スキー場設置条例を廃止する条例制定について

日程第 9 議案第76号 五城目町火災予防条例の一部を改正する条例制定について

日程第10 議案第77号 五城目町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

日程第11 議案第78号 五城目町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

- 日程第 1 2 議案第 7 9 号 五城目町下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 1 3 議案第 8 0 号 令和 7 年度五城目町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 1 4 議案第 8 1 号 令和 7 年度五城目町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 5 議案第 8 2 号 令和 7 年度五城目町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 6 議案第 8 3 号 令和 7 年度五城目町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 7 議案第 8 4 号 令和 7 年度五城目町水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 1 8 議案第 8 5 号 令和 7 年度五城目町下水道事業会計補正予算（第 3 号）

# 令和7年五城目町議会12月定例会会議録

令和7年12月10日午前10時00分五城目町議会12月定例会を五城目町役場議場に招集された。

1. 応招（出席）議員は、次のとおりである。

1番 石井和歌子	2番 小玉正範
3番 伊藤信子	4番 石川交三
5番 中村司	6番 佐沢由佳子
7番 石川重光	8番 松浦真
9番 工藤政彦	10番 椎名志保
11番 斎藤晋	12番 石井光雅
13番 佐々木仁茂	14番 館岡隆

1. 不応招（欠席）議員は、次のとおりである。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町長	荒川滋	副町長	澤田石清樹
教育長	小玉史男	総務課長	東海林博文
まちづくり課長	柴田浩之	会計管理者兼 税務会計課長	小玉洋史
議会事務局長	千田絢子	農林振興課長	石井忠大
商工振興課長	鳥井隆	建設課長	小野亨
学校教育課長	小玉重巖	生涯学習課長	工藤晴樹
住民生活課長	石井一	健康福祉課長	館岡裕美
消防長	佐々木貴仁	総務課課長補佐	大石靖宜

1. 会議書記は、次のとおりである。

議会事務局長 千田絢子

1. 会議の開閉時刻、質疑応答は別紙のとおりである。



午前10時00分 開議

○議長（石川交三君） おはようございます。

本日の議事日程については、タブレットをご覧ください。

ただいまの出席議員数14名、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

これより一般質問を行います。

本日行う一般質問の発言の順序は、議会運営委員長報告のとおり、5番中村司議員、6番佐沢由佳子議員、7番石川重光議員の順序といたします。

5番中村司議員の発言を許します。5番中村司議員

○5番（中村司君） 5番中村司です。本日、第一番目ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

昨日来、クマ被害について一般質問が皆さんが出てまして、今日も続きます。私はあえて今回、クマについての質問をしません。10年という長いスパンでの捉えた場合の質問を今回は取り上げさせていただきました。

1つ目、水道事業の現状と課題ということについて伺ひます。

水道事業については、令和6年3月、新水道ビジョンを策定、「安全」、「強靱」、「持続」3つの視点で現状と課題が示され、将来の事業環境の変化を想定し、目標年度を令和15年とする、今後10年間での具体的な施策が記載されております。その中でも課題の緊急性・重要度から優先度を検討し、「赤字経営の黒字化」と「新五城目浄水場の検討・整備」を掲げております。

今般の水道料金の改定は、「持続の視点」で8年連続の赤字解消に向けた経常収支改善を図るものであります。しかし、計画によりますと、改定後の3年度目、令和10年度において黒字とはなりませんが、8年度目、令和15年度以降は赤字になる恐れがあり、適宜料金の改定を検討するとあります。

「強靱の視点」では、浄水場の改築、電気設備の更新や管路の老朽化に伴う更新需要の増大、地震や水害等への防災対応などに取り組むとしております。また、国交省では、令和6年12月に、令和6年度の能登半島地震では耐震化未実施であった基幹施設等で被害が生じたことで広範囲かつ長期の断水が発生し、改めて耐震化の遅れと重要性が認識されたとありました。その中では、今後人口減少等に伴う料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新投資の増加により、今後、水道事業の経営状況は厳しくなっていくこと

が見込まれると。強靱で持続可能な水道システムの構築に向けて水道事業の運営基盤の強化が必要であり、国による情報発信により国民の水道事業等に対する理解促進を図るとともに、水道事業者等による水道料金の見直しや施設の耐震化の取り組みを加速させるために、新たに水道カルテというものを作成し公表したとしております。

水道カルテでは、料金改修率、それと耐震化率、この2つを掲げておりました、全国の都道府県、かつ全市町村のデータがそこには記載されております。これは国交省では結局、先ほど申しましたように耐震化の遅れから、そういう大規模地震があった時には長期にわたる断水が発生するということを改めて警告したと、私はそういうふうに思っております。

その内容を見てみますと、先ほど言った2項目について、念のために五城目町、井川町、八郎潟町のデータが載っておりました。で、1か月の水道料金、月20m<sup>3</sup>当たりなんですけど、五城目町は3,960円、井川町は3,620円、八郎潟町は5,280円となっていました。料金回収率なんですけど、要するにこれは給水に関わる費用を水道料金で賄えているかどうかという判断、100%未満の場合は赤字ということです。それでいきますと、五城目町は79%、井川は102%、八郎潟町は94%です。ちなみに耐震化率については、基幹管路と浄水施設、配水池と、この3つの部門がございまして、それぞれ申し上げますと、五城目は基幹管路がゼロ%、井川は7%、八郎潟が67%。浄水施設は五城目がゼロ%、井川町がゼロ%、八郎潟町は100%です。配水池、五城目は6%、井川町はゼロ%、八郎潟町は82%となっておりました。これはたまたま私、3つの近隣町村、話しましたが、全国どこでも見れるような状態になってました。これから分かるとおりに、今回料金を引き上げたということは、五城目がもちろん回収率が79%で状況になっているということからも適切な町の対応、むしろ遅かったのかなというふうに私は思っております。

それを受けまして質問に入ります。

(1) 「管路の老朽化に伴う更新」と「管路の耐震化への取り組み」の技術的、工法や施工内容を含む違いは何かと。で、10m当たりの工事費の概算、大体どれくらいかかるのか、お知らせください。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求めます。荒川町長

○町長（荒川滋君） 5番中村司議員にお答えいたします。

この老朽化対策については、耐用年数を越えた管路を主な対象として実施するもので

あります。また、耐震化対策については、基幹となる管路や災害時に避難所となる施設等への配水管について、耐震性を有する管種への入れ替えや配水系統の異なる区域において連絡管を整備する等を実施するものであります。どちらにおきましても施工方法等に大きな違いはなく、耐震性の有する管や継ぎ手等、材料の使用の有無が異なる点となります。

老朽化対策と耐震化対策の費用についてでありますけども、管の口径75mmの配水管更新工事の直接工事費で比較した場合、施工方法に大きな違いはないことから土工費は同等であり、材料費が10m当たりの概算が老朽化対策が約3,800円、耐震化対策は約4,900円となっております。

以上です。

○議長（石川交三君） 5番中村議員

○5番（中村司君） ありがとうございます。今、10m当たりについて3,800円、4,900円、これは部材費というだけで、工賃等々、発注に伴ったものは入っていないということですか。その辺分かれば、もし教えていただければと思いますが。

○議長（石川交三君） 答弁者。小野建設課長

○建設課長（小野亨君） 5番中村議員にお答えいたします。

ただいま町長の答弁にありました金額は、あくまで材料費のみとなります。これに付設の手間にかかる金額が約2万円、土工にかかる金額、これは既存のアスファルトをカッターでカットしたり、掘削したり、埋め戻しと復旧の舗装、ここまで含めて約10万円の費用がかかるといった見込みとなっております。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 5番中村議員

○5番（中村司君） 今、これ実際の話として工事発注した場合には、このくらいの金額だと済まないのではないかと。もちろん業者さんのコストもありますし、利益もあるわけですから。前に公共施設総合管理計画の中で、現状のままでいくと耐用年数40年と計算した場合には百二十何億みたいなこと書いてあったんですけども、ざっと、ざっと私、この管路、五城目の管路11万9,971mあるというふうに書いてました。これまあ単純に管路を更新、耐震化でもいいんですが、やっていった場合に、10m当たり仮に100万円かかったとします。もちろん業者さんに発注してやってもらうわけですから。そういった場合にざっと約120億円かかるわけでありましてよ。で、これもち

ろん全部やるかやらないかのもちろん問題もありますし、いずれ耐用年数40年過ぎて、まあ後で耐用年数の件出てくるんですが、60年としたとしても、いずれその金額というのは全部やるとすればですが、かかるわけなので、膨大な金額かかるということから、これはやっぱり実際出てくる話だと思っんですが、その20年後、40年後、50年後、町がどうなってるかということはもちろんありますし、その時に全部やる必要はないかもしれませんが、いずれそういう形で膨大な金額かかるということについては、我々抑えておく必要あるのかなというふうに思っております。

それでは(2)番、管路の更新については、法定耐用年数である40年後、そのまた40年後に更新需要ピークが現れると。したがって、耐用年数における更新は現実的でないため、適切な更新基準を設定し、事業化に際しては平準化が必要であるとしております。で、私、ここで質問として「実質耐用年数を80年前後とする根拠は」ということで書いてあるんですが、一応これ、あともう一回、その水道ビジョン見直した時に耐用年数については40年掛ける1.5倍と、60年というふうに書かれてました。これは訂正させていただきたいと思います。その60年とした場合の、その耐用年数の根拠というのはどっかあるんでしょうか。お願いいたします。

○議長(石川交三君) 荒川町長

○町長(荒川滋君) お答えいたします。

今回、水道料金の改定を検討するにあたりまして、現在、水道事業で保有している管路を含めた全ての資産について、取得年度や取得価格などの整理を行い、その更新需要や更新にかかる財政収支の算定を実施しているところであります。更新時期の考え方といたしましては、適切な維持管理を実施し、管路の延命化を図り、そして実使用年数を考慮した上で耐用年数を管種ごとに40年から70年と設定しているところであります。

以上です。

○議長(石川交三君) 5番中村議員

○5番(中村司君) 確かに分かりました。一応、水道ビジョンのほうでは、管路の更新については、したがって2033年以降の実施、まあその後、平準化していくと。もちろん単純に耐用年数でいくと飛び抜けてこうかかる時期があるんですが、その後、平準化していくということですね。理解いたしました。

(3)番、管路の「老朽化対応」と「耐震化への取り組み」、これをどう整理して対応していくか。要するに具体的に言うと、老朽化の対応ということと耐震化を進めると

いうのは、同じなのか、イコールにするのか、別々なのかということなんですが、その辺の考え方についてお聞きいたします。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

法定耐用年数を経過した管路の経年化率は、令和6年度末現在で全体の3.5%であり、そのほとんどが基幹管路ではない口径が75mm以下の小口径のものであることから、現時点では老朽化対策の優先度は高くないものと考えております。しかし、8年後、令和15年度以降については、延命化を考慮した耐用年数による経年化率においても10%を超えてきます。令和20年度以降は30%を超える見込みとなっておりますので、更新費用の平準化を図りながら計画的に老朽化対策を実施していきたいと考えております。

耐震化対策については、現時点ではほぼ進んでいない状況であることから、先ほど申し上げたとおり、基幹管路や災害時に避難所となる施設への配水管について、優先的に老朽化対策と併せた耐震化対策を実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川交三君） 5番中村議員

○5番（中村司君） 分かりました。いずれにしても老朽化対応と耐震化については、耐震化の工事についてはまた別だという考えですよ。いずれ昨日、おとといの11時の青森の地震では、そういう大きい水道インフラの被害はなかった。まあ断水はあったようなんですが、なかったかと思いますが、いずれ地震というのは、水害は予想がつくわけですが、地震はいつ来るかももちろん分からないわけで、今回国交省のほうで示したというのは、やっぱり非常な危機感、実際の水道事業というのは厚労省なんですかね、担当ね。水道事業、厚労省。厚労省、国交省。まあこれは水道カルテというのは全国のものを示したということについては、やっぱりその危機感の現れかなというふうに私は思っております。ややもすると地中で見えないところなので、ニュースではたまに大きい、八潮市の事故があったりとか、まあ陥没とかというニュースはありますが、いずれ当町の場合、大きいものはないと思うんですが、いずれ地下の見えないところであるわけなので、耐用年数過ぎたものについてはもしかすると時限爆弾を抱えているのかもしれないし、ここについては町民の目にもなかなか見えないところがありますので、水道については去年、一昨年の水害の時に嫌というほど断水で水のありがたみを町民は分かっ

たと思います。これについてやっぱり重要なことですので、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは（４）番、水道ビジョン実現に向けた実施方策とスケジュールは示されております。特に新浄水場の検討・整備は優先度が高い項目としておりますが、これについて長期収支計画、所要金額並びに経常収支、資金収支の立案があるのかどうか。また、その進捗状況について伺いたいと思います。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

五城目浄水場については、水道ビジョンにおいて計画期間の最終年度である令和15年度までに整備することとしていることから、令和8年度から9年度において、改築にかかる調査・検討業務を実施する予定であります。

改築を検討するにあたっては、1から4つまで読み上げますけども、まず1つ目、現在地での改築。2つ目、移転改築。3つ目、取水及び浄水施設等の長寿命化。4つ目、周辺事業者との広域化。これらについて調査を行い、水道事業及び下水道事業経営審議会においてご意見をいただきながら、整備手法の比較・検討、概算費用の試算、費用に対する財源確保、これらについて検討したいと考えております。

以上です。

○議長（石川交三君） 5番中村議員

○5番（中村司君） 分かりました。いずれ令和15年が水道ビジョンの最終期限、それまでには一応実施するという予定で進めるということですね。

先ほど町長おっしゃったように、確かに改築の場合、私もかさ上げであそこの現行のところにやるのか、又は高台に移転するのか。規模・工法などについて、まあ所要額は変わるが、その辺の金額については把握してるのかなというふうにお聞きしようと思ったんですが、町長のほうから答弁ありましたので、これはこれとします。

その4つ目のですね広域化についてなんですが、県では秋田中央圏域、3市3町1村、秋田市、潟上市、井川、八郎潟、五城目、大潟村ですね、での広域化メリットがないことが判明したとして、平成25年5月、広域水道整備協議会を解散しています。で、中央圏域では五城目町と八郎潟町の広域連携が最も効果が認められるというふうな現実的との記載があったと私記憶しておりますが、その辺のところについても町長のほうでお考えとかその辺確認してあるのであればお知らせいただければと思いますが、どうで

しょうか。通告してないんですが大丈夫ですか。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

八郎潟町の畠山町長とは、これまで何度も、この個人的なつながりでありますけども、その水道の広域化についてお互い話をする機会を設けてはおります。それがどういう結果に行くかということは別にして、そういう段階で今話はしております。

以上です。

○議長（石川交三君） 5番中村議員

○5番（中村司君） 町長ありがとうございました。通告外の質問に対して答えていただいております。畠山町長ともそういうやりとりを個人的にしているということで、ちょっと安心いたしました。

いずれ水道事業、まあ下水道もなんですが、今後、五城目町の町民、人口減少が続いてどうなるかももちろん分からないんですが、やっぱり重要なインフラですので、確実な取り組み、町民のために取り組みをひとつお願いしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、大きい2番、消防広域化について伺いたいと思います。

先日、メディアのほうでも男鹿・潟上・南秋消防組合が来年1月に設立し、4月の運用開始との報道がありました。皆さんもご覧になってあったと思うんですが、（1）番として、11月13日開かれました八郎潟町議会において、男鹿地区・湖東地区の両消防本部を統合し、来年4月の運用を目指す新消防本部の組合規約案などの関連4件が再審議で可決されました。討論では、反対の立場で5人が「消防署所と職員の大幅削減される計画は地域の実情に即していない」。また、「八郎潟分署が統合20年後になくなると救急車が到達するまでの時間が長くなる。町民の不安をどう解消するのか」との意見があり、また、賛成の立場からは5人が、「広域化は住民の生命を守るために消防の対応力を強化するためのもの。協議会で十分に議論されている」などの発言がありました。その日は椎名議員と私が傍聴に行ってみて、活発な討論がされた、非常に私は感心してきたところでした。

それを受けまして質問なんですが、町民の安心・安全、生命・財産に関わること、また、子どもを含めた将来世代に対する責任を負う議決であり、賛否が真っ二つに割れた。広域化推進の難しさが顕著となったケースであると私は思いました。ここで町長の所感、

できるのであれば伺いたいと思います。お願いします。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

まず、他の町議会における結果についての発言は差し控えますが、議会の議決そのものは当然に尊重されるべきものと考えております。

消防の広域化につきましては、男鹿・湖東地区の新しい消防組合のほか、秋田県全体としても協議を進めておりますので、引き続きその動向を注視し、適切に対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（石川交三君） 5番中村議員

○5番（中村司君） 町長ありがとうございます。ちょっと私の質問、答えにくいかなと思ったんですが。

（2）番、県では令和7年3月策定した「秋田県消防広域化推進計画」の中で、消防の連携・協定や広域化は、地形や道路事情、人口、施設、建物の状況など本県独自の事情により、必ずしも十分な効果が見込めなかったり、デメリットが生じる可能性もあると。よって、効果の検証を行いながら連携・協力や広域化の推進に係る検討・協議を進める必要があるとしております。その一方で、職員が50人以下の本部については、「特定小規模消防本部」とされ、推進期限である令和11年4月までに広域化を実現させるべき地域となる「消防広域化重点地域」に指定することが望ましいとしております。

ちなみに、秋田県の市町村の消防の現状なんですが、現在の消防体制、単独では7本部ございます。一部事務組合が6本部、計13本部となっております。管轄の人口でいきますと、30万人以上、これは秋田市1本部。10万人以上30万人未満が1本部。あとは11本部は10万人未満と、いずれも小規模消防本部というふうに位置づけられております。

この消防、先ほど言いましたけれども、50人以下は特定小規模消防本部ということなので、五城目町がそれに入ると思うんですが、ちなみに消防署の算定数、整備数、充足率とこうあるんですが、五城目町は算定数が59人、整備数が29人、充足率が49.2%です。湖東地区消防が、実際は湖東と男鹿消防が一緒になるので、ただ現時点って言いますか、この資料の作成時点の話なので、湖東地区消防が116人が算定数、整備数が66人、充足率が56.9。男鹿地区消防が173人、整備数が155人、89.6%

というふうに算定数はなっておりました。これ聞き慣れない職員算定数と整備数というのがあったので、私ちょっと調べたところが一応、相互乗換えが2台できる場合、災害発生数が少なく、複数の災害が同時に発生するリスクが極めて低いと考えられる規模の小さい消防本部は3台までとすることができるといふふうには書かれてました。まあこれちょっとこう言っただけでは分かりにくいので一応質問させてください。

1つ目、当町消防本部の職員算定数59人、整備数が29人、充足率49.2%とありますが、この当町消防本部の職員総数の算定の基礎となる「乗換運用基準」について、消防本部における具体的な事例を示していただいて、ちょっとご説明いただければと思います。お願いします。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

今、中村議員がおっしゃった乗換運用基準は、消防本部が整備目標とする消防職員の総数を算定する際の前提となる車両の運用について定めたものでありますが、これは中村議員おっしゃったように、各消防本部における実際の運用を制限するものではありません。当町におきましては、原則として消防隊2隊と救急隊1隊を常に配備しまして、また、消防用自動車に救助資機材も積載するなど、町の実情に合わせて、限られた人員ではありますが、各種事案に効率的に対応しております。

消防職員数につきましては、消防力の整備指針に基づく目標数59人に対し、先ほどからありますが、現在は29人ではありますが、現在の車両運用等を考慮した職員数として、令和11年度までに今の29から段階的に34人とすることを定員適正化計画に定めております。

以上です。

○議長（石川交三君） 5番中村議員

○5番（中村司君） 丁寧なご説明ありがとうございました。

それでは、2番のほうに行きたいと思います。職員不足のため、職務分担や運用面、また消防力向上に資する各種研修等への派遣の制限、また女性消防士採用に伴う設備面での不具合や、人数が少ないことによる有給休暇の取得がしにくいなど、福利厚生面での課題はないか、お聞きいたします。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

当町では、原則として消防隊2隊と救急隊1隊を常に配備して、各種事案に乗換運用などで効率的に対応し、また、各種研修においても制限することなく派遣して、適切に消防業務を遂行しているところであります。

なお、福利厚生などにつきましては、消防組織法に基づく消防職員委員会制度がありますので、消防職員からの意見を幅広く求め、職員間の意志疎通を図るとともに、職員の士気を高め、円滑に組織運営することを目的として、当町でも消防職員委員会を毎年開催してきております。この委員会には、福利厚生や装備品の要望など様々な意見が提出されますが、それら意見について審議した上で、必要に応じて業務に反映し、性別問わず働きやすい環境づくりに努めております。今年度におきましては、消防庁舎内の廊下とトイレを隔てるブラインドカーテンや、あとは女性用仮眠室の目覚まし照明の設置、出動指令用スピーカーの増設などを進めており、今後も課題や問題が発生した際には解消に向けて適切に対応していきます。

以上です。

○議長（石川交三君） 5番中村議員

○5番（中村司君） ありがとうございます。昨日の行政報告でも、令和8年度採用より女性消防士1名、採用予定というふうになってあったようです。違ったすか。女性でねがったすか。すいません、間違えました。いずれにしても、少ない署員で実際運用しているということなので、やっぱりなかなか我慢してるところもあるかなというふうには思いますし、でもその中でもいろいろ施策を練ってやっているということで安心いたしました。

いずれ、何ていいますか、広域化はやっぱりこれ避けては通れない問題なのかなというふうに私は思っております。で、見ていきますと様々な財政措置があります。広域化対象市町村に対しては、補助金のほかに広域化に伴う事業については特別交付税を交付するとか、いろんな財政措置が用意されているなというふうに私見て思いました。もちろんそれが全てが適用になるか、ならないかは分かりませんが、そういうことを念頭に置きながら広域化も検討していくべきなのかなというふうに思っております。

町長は議員としての令和6年6月定例会において、広域化に向けての現状について質問されておりました。その時の質疑を拝聴しますと、広域化については前向きかなというふうな印象を持ちました。

そこで質問です。第3、第7次行政改革推進プログラムでは、令和8年度から消防広

域化を視野に入れ、消防団事務、水防事務、罹災証明書発行事務などを町長部局へ移管するとしております。今後、単独消防である当町は、人口減少と高齢化に加え、消防体制の維持・強化に係る財政負担が重くなることは明らかであります。広域化が避けられないのであれば、広域化をポジティブに捉えて、先ほど申しました補助金や財政措置を積極的に活用するなど、町民にとって有利な広域化とすべきではないかと思っております。消防本部と町長部局の合議体を早期に設置し、広域化についての調査・研究を進め、「攻めの広域化」に取り組むべきと私は考えますが、町長の考えを伺います。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

消防の広域化につきましては、人口の減少や高齢化が進展する現状や、頻発する災害に広域で連携して効果的に対応するため、体制の整備・確立を図るものと考えます。今年度におきましては、秋田県消防広域化検討会の幹事会や男鹿・湖東地区消防広域化協議会の幹事会に出席した総務課長と消防長からの説明を受けて情報を共有しており、今後の対応などにつきまして協議しているところでありますので、この体制をこの後も継続していくつもりであります。

先ほど中村議員がおっしゃったように、私はこれまで議員の一般質問で消防広域化について何度か取り上げております。その中では、我が五城目消防本部は東北で最もコンパクトな本部であると。その次に規模が小さいのは深浦・鯨ヶ沢消防組合であるということ、町単独で消防本部を維持しているのは五城目だけなんだよということをお話してきたものとして、やはりそういう思いは今も変わらず持っているところではあります。

議員のご提案と同じく有利な条件を活用したい気持ちはありますが、これはやっぱり広域化となると相手方のあることでありますので、今後も引き続き男鹿・湖東地区の新しい消防組合と連携・協力の推進を図りつつ、秋田県全体の動向を注視するとともに、あらゆる可能性を考慮して情報収集や調査・研究を適切に進めて対応してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（石川交三君） 5番中村議員

○5番（中村司君） いずれ、今はニュートラルということで考えてよろしいですか。いずれ、先ほど申しましたように11年4月というこれ期限が一応あるんですが、これっていうのはたぶん前もなんですが、その期限過ぎても、まあこれ自主的に自発的に、広域化というのは自発的なものであるというふうに私も理解してるんですが、これがやっ

ぱりなかなかそういう機運が盛り上がらなかった場合、また期限が延長されていくのか分かりませんが、いずれ先ほど言った人口減少等も含めた中で、また町民のその救急、消防に対するニーズはまたこう変化していきまますし、高度化していくことも十分予想されます。そういった意味で、町民の安心・安全のためにこれはやっぱりどうしていくべきかというのは非常に重い課題だなというふうに私は思っております。まずひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

町民の生命・身体・財産を守るが消防の責務は重要です。10年後の町を見通し、消防の広域化、連携協力、消防力の維持・強化に努めていただきたいと私は思ひます。

以上で準備した質問はこれで以上なんですが、まだ18分ほどあるので、通告外ですのでちょっと会話してもいいですか。町長いいすか。

今回、国では日本版DOGEを11月25日に設置し、片山大臣が担当を務めて、これからですか、効果の低い財政措置事業を見直していくというようなことが出ました。町長も就任後、今回、令和8年度の当初予算を編成にあたるわけなんですが、以前、渡邊町長の時も五城目町の財政状況が厳しいといたった中で、渡邊町長はスクラップ・アンド・ビルドというようなことを掲げていらっしやったと思ひます。がしかし、実際じゃあスクラップは何やったんですかというのと、まあ正直な話、全然大したことがなかつたなと私は印象を持ってるんですが、なかなかね、そういう補助金出してるものを削減するとなると受け手側がやっぱり不満が出てくるわけです。難しいことだとは思ひんですが、当町の実際厳しい財政状況、職員についても限られた人数なので、実際業務の執行能力については限界があると思ひます。そのようなことを鑑みた場合に、現状のままでいいのかどうかということをおは疑問に思ひておひます。

今回、町長が公約と掲げた45の施策ござひます。もちろん一度にできるわけでもないでしょうけれども、やっぱりそれはそれで反映していくべきものだとも私は思ひてはいるんですが、そういった時に、例えば事業性評価シートでKPIを設定してうんぬんということで見直しするとおはって割には、なかなかやっぱり受益者がいたり、まあ補助を受けてる方がいれば、なかなか切るのは厳しいとは思ひんですが、それをやっぱりやっていかないと、新しい事業をやるおは、そこに新しい予算を投入するおはなかなか現状の中では厳しいのではないおはというふうにおひます。したがって、五城目版DOGE、DOGEとおはかないまでも、思い切ったそこに切り込みしてですね、町長が代わった、もしかすると批判は浴びるおはもしれませんが、そういったことをやっていか

ないと、新たな事業はなかなかできないのではないかというふうに私は思います。

行政の無駄削減、非常に抵抗がある言葉かもしれませんが、財政の健全化、また効率的な行政運営、この辺について、やっていかないとなかなか新しい事業をやっていきにくいのかなというふうにちょっと思ったりしてるんですが、もし町長できるのであれば、この発言について通告外であるんですが気持ちあればちょっと話できればと思いますけど、どうですか。無理であれば結構です。議長どうですか。

○議長（石川交三君） 座ってください。5番中村議員の今の発言は通告にありません。ちょっと無理して、消防の広域化に関連した町の財政について問うということであれば許容範囲だと思います。そのように言い直して当局に質問するのであれば、それは許可いたします。5番中村議員

○5番（中村司君） 議長、申し訳ないです。その質問が下手なテクニカルな文言があるんですが、まあ先ほど議長からのアドバイスありました水道事業についても消防についても、全て人、それから予算が伴うものです。そういったことを考えた時に、今回、新町長になられて新しい8年度予算、当初予算を編成するにあたって、町長の施策を実行していくためには、そういう思い切った五城目版DOG Eのような削減を図っていく必要があると思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

まず45の施策を胸に抱いて役場にやってきてから10か月近くなります。実際こう蓋を開けてみますと、やりたいことはたくさんあるんですけども、町の懐状況を鑑みますと、なかなかこれは厳しいものであるということを改めて感じています。で、渡邊彦兵衛町長の時からおっしゃってますけども、スクラップ・アンド・ビルドが必要だということで、まあこれからはもうっていうか、もう遅すぎるぐらいなんですけども、大なたを振るっていかねばならない時期になっております。そのためには様々これまであって当たり前だったことを削減したり、なくしたりということもこれからやっていかねばならないという時期であります。そのためのその批判を浴びるということも十分これは覚悟ができておりますので、その辺のスクラップ・アンド・ビルドを適切に判断しながら、これからこの批判を浴びることも十分に胸に入れながら町の未来に向けて進んでいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

で、無駄を省く、そして財政の健全化につなげていくということで、本当にこう細か

いところからになりますけども、私は、まあ本当に小さいことですけども、公用車の利用を極力しないで、そこにかかる経費を少しでも省きたいというのもそういったところの現れであります。

以上です。

○議長（石川交三君） 5番中村議員

○5番（中村司君） 町長、無理な質問に答えていただき、ありがとうございました。いづれ町長から今後についての財政運営、財政健全化についてのお言葉をいただきましたし、強い意思を感じました。今後の荒川町長の町政運営に期待しております。

すいません。議長、申し訳なかったです。ということで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（石川交三君） 5番中村司議員の一般質問は終了いたしました。

次に、6番佐沢由佳子議員の発言を許します。6番佐沢由佳子議員

○6番（佐沢由佳子君） おはようございます。6番佐沢由佳子です。よろしくお願ひいたします。

11月の22日の魁新聞で、大東建託株式会社による居住満足度調査によって、いい部屋ネット「街の幸福度ランキング2025秋田県版」において、五城目町が初めて1位になりました。いろいろこう調べて根拠とかあるのかなと思いながら見たんですけども、まあ去年までの累計回答数が50人未満で対象外だったが、今年は累計52人となり初めてランクインしたということで、まずはすごく、まずこういうランキング、小さいランキングでも幸福度1位ということと言われるっていうことは大変誇らしいことだと思い、喜んで見ておりました。そして、令和7年3月の五城目町のまちづくりアンケートを見ましても、10点中、平均6.2点と、まあまんざらこう間違いでもないなっというので、幸福度を感じて生活してらっしゃる、幸福度が高く生活してらっしゃることがいるっていうことは、とてもこう誇らしいことだなと感じております。

私も家庭や町の中で、いろんな人と話すたびに幸福度を感じる場面も多くあります。町民と町と、町民の代表として私たちも対話していきながら、一人一人の幸福度が少しでも上がるように努めてまいりたいなと感じました。

それでは、通告どおり質問をさせていただきます。

1番、大きな1番は、クマ対策と安心・安全な暮らしを守るには、ということでございます。

クマのことについては、今回の一般質問で多数寄せられており、重なる部分もあるかと思いますが、私なりの視点もございますので、通告どおり質問させていただきます。

今年の秋田のクマの捕獲頭数は、11月19日時点では2,000頭を超えており、今月の5日には11月末時点で2,400頭を超え、過去最多を更新したと明らかになりました。五城目町でも全員協議会の時に11月17日時点で捕獲数76頭で、行政報告では11月末までに79頭だということで、随分たくさんのクマの捕獲があり、目撃数もすごく多かったです。で、雪が降って、その後、目撃情報も減ってきたように見えてきましたが、つい最近4日に長野県の野沢温泉村で雪かき中に襲われた事件もあり、まだ油断はできないところがございます。今年度だけが多いということにはならず、来年度以降の対策を長期的にも考えていかねばならないと考えております。

捕獲する人数確保や町民の安全、ゾーニングなど様々な課題が山積しておりますが、捕獲するという以外っていうか、その流れでも猟友会に任せ切りのクマの解体処理があると思います。本来は狩猟後にクマ肉を仲間と分け合ったりと、報酬のような一面を担っていたように思いますが、2023年や今年の捕獲の頭数では大変な作業であったと考えます。場所の確保や血などを洗い流す大量の水、要する時間、人員の確保を考えると大変負担が大きいと感じます。日に7頭を捕獲し処理したという日もあると聞いています。ジビエ処理加工施設を整備することで、この災害とも言える現状を発想転換して、ジビエ料理や加工肉販売など、町内で提供できる状態にしてはどうかと考えます。

ジビエ処理加工施設名簿が農林水産省から出されていますが、令和7年4月1日現在によると、全国ではジビエ処理加工所が602件、そのうち秋田県は3件です。イノシシやシカがほとんどで、クマの加工所は、クマに絞って数えてみると北海道が30件、それを除くと青森県が1件、山形県が1件、秋田県の北秋田市で2件で、加工所そのもの、クマの加工所そのものが少ないということが分かりました。また、シカやイノシシなども北上しており、クマ以外にも害獣に今後ますます悩まされることが予想されます。11月に視察に行った西栗倉村では、シカやイノシシのジビエ料理や犬用のシカジャーキーなど加工品にも力を入れているようでした。

獣害対策も、その場しのぎの対策ではなく、長期に続くことを視野に入れ準備するべきと考えます。加工所を開設したい民間などに施設整備費を補助するなど計画はあるか。町としてクマや害獣のジビエ処理加工に関して推進するなどの考えはあるか、お聞きしてください。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求めます。荒川町長

○町長（荒川滋君） 6番佐沢由佳子議員にお答えいたします。

昨日の松浦議員と小玉議員の質問に対する答弁と重複いたしますが、ジビエ活用と駆除後の利活用について、地元猟友会との協定の強化、捕獲後の搬送支援、衛生管理を前提とした小規模処理施設の導入など、ジビエ活用について意欲的に取り組みを検討する方がありましたら、町として積極的に支援を検討してまいります。

以上です。

○議長（石川交三君） 6番佐沢議員

○6番（佐沢由佳子君） まあ民間で意欲的に取り組む方がいらしたらということでしたけれども、それでは解体処理する以外にほかの処理方法はあるのかとか、そういうことを教えていただきたいと思います。

○議長（石川交三君） 石井農林振興課長

○農林振興課長（石井忠大君） お答えします。

埋設をしている段階であります。

以上です。

○議長（石川交三君） 6番佐沢議員

○6番（佐沢由佳子君） 埋設するというお答えでしたけれども、埋設する場所、埋設する、まあその体が大いいために埋設するっていうのはとても困難と感じます。で、まあ今まで解体処理を行ってくれた猟友会ですけれども、今年、全部同じ場所でやったとは言いませんけれども79頭もいて、今年かかった水道料など負担も大きいと思いますけれども、これから水道料金も上がる予定ですが、その点についてどのように町は考えているのかということと、加工所を整備したい民間が現れなかった場合、そのまま現状の形で来年も猟友会にお願いするのかっていう点、あと、現在猟友会のメンバーの力量で何とかなっているが、持続可能性や次世代への継承していく時にそのままでいいと考えているのかという点をお聞きしたいと思います。

○議長（石川交三君） 石井農林振興課長

○農林振興課長（石井忠大君） 昨日の答弁でも町長のほうからあったと思うんですけど、現在その議論までまだ至っていない状況でありますので、皆様のご意見等を参考にしながら今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（石川交三君） 6番佐沢議員

○6番（佐沢由佳子君） 被害と捕獲数ばかりがこう目についていますけれども、その後の処理も大きな問題でありますので、どんどん議論して考えていけたらと思います。

それでは2番、民間の安全面、クマの出没情報に関して、現在、クマダス、町の防災無線やメール、保育園、小・中学校のそれぞれの連絡媒体によって情報を得ることが多いです。3年前にクマの出没が多かった時も同じことを感じましたけれども、発信元や情報がバラバラで共有されてないと感じています。小学校付近に出没した場合は小学校の親は知っているが、保育園や中学校のみの家庭では知らないこともあり、中学校付近のクマ出没情報は中学校からのメールで知り、小学生や園児のみの親が知らなくて、それが自宅付近で目撃だったっていうことで、ぞっとしたということも話の中でありました。昨日も朝方に消防署近くの簡易郵便局の付近でクマの目撃情報があったと、中学校の t e t o r u で連絡がありました。周り、付近の人が知ってる、近所の人が知ってる状態であればいいんですけれども、果たして近所の小学生や親が知っていたか、近所のおばあさんが知っていたかっていうのはちょっと確認できませんけれども、学校側が保護者に対してそれぞれに注意喚起をする必要はあると思うし、すごくありがたいことだと思っていますが、それ以外にも町の誰もが知りたい時に知れる形での情報提供が必要だと感じております。町の公式LINEを開設し、クマダスを利用して連携させ、目撃情報をクマダスに投稿することを推奨する方法がいいのではないかなと考えております。最近、魁新報でも、事件があるたびに最後の文面に「クマダスに情報はなかった」と一言文言ついていることがありまして、クマダスで目撃情報があったところに事件があった場合と、ない、情報がないのに事件があったっていうことを新聞にも書かれることがありますので、何か情報の共有の方法を考えていかねばと考えています。

11月22日の魁新報によると、北秋田市の公式LINEへの登録者が3,000人を超え、先月以降だけで500人以上が新たに登録しており、クマ出没情報の通知サービスを利用する動きが広がったという記事がありました。八郎潟の公式LINEに私も登録してみたんですが、昨日は真坂でのクマの出没情報が来ていました。ホームページやメールよりもさらに気軽に誰もがアクセスできる媒体の必要性を感じております。公式LINEについては何度か質問をしておりますけれども、いま一度、公式LINEの導入について町の考え、町長の公約にもあったが、どのようにどこまで検討しているのかを進捗を伺いたいと思います。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

松浦議員、斎藤晋議員の質問に対する答弁と重複いたしますが、町では、住民の皆様へ迅速かつ確実な情報提供体制を強化するために、新たに町公式LINEを活用したクマ関連情報の発信を開始する予定であり、年度内の運用開始を目指してまいります。少し時間がかかってしまいましたが、年度内にはスタートできると思いますので、よろしくをお願いします。

北秋田市の登録者増の件を含め、より多くの住民に届きやすい情報伝達手段として利用されるよう、周知にも努めてまいります。

また、ご提案をいただきましたクマダスとLINEの連携についてですが、秋田県では既にクマダスと公式LINEの連携がなされているところでありますので、その辺を参考にしながら本町でも検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（石川交三君） 6番佐沢議員

○6番（佐沢由佳子君） 公式LINEについては、今までもいろんな議員の質問があったようにやっぱり待望されておりますので、ぜひ早い開始を願っております。

3番、クマの出没により散歩や屋外での運動ができないということで、外出を控えている人がいます。歩きや自転車での通学はできず、車で送り迎えが必要であったり、外の部活動を自粛、子どもを外で自由に遊ばせることができないとの声が多数聞かれております。これから冬になり、クマが出没しないという確証もない。これは立派な災害であり、町としても対処しなければならない事案であると考えております。さらに、雪が降り寒くなるとますます運動の機会が減るため、体育館や公民館のホールなどを貸し切りになっていない時、時間帯を町民に周知し、開放してはどうか。運動の機会を増やしたり、孤立化を防ぐ対策を考えるべきで、他市町村でも動きは広まっており、既に開放してるところもありますので、ということで質問を作っておりますが、町として11月8日にホームページに開放するという事でお知らせがあったので、そちらのほうを見て少し安堵しております。

ただ、度々隣町を言うのはあれなんですけれども、昨日もお話がありましたが、八郎潟町でインターバル速歩を取り入れて体育館の開放、開放カレンダーや利用方法などを記したチラシやSNS、公式LINEでの発信をして呼びかけております。内容は丁寧

で、町民にぜひ活用してもらいたいという気持ちを感じます。8日にホームページに載せた文章を見ましたが、10日から開放することを町民には十分に伝わっていると考えていらっしゃるでしょうか。クーリングシェアの時も感じましたが、一応形式的にやっているっていうことをホームページに載せているっていう状態に見える。見えます。町民がどうやったら活用してくれるか、どうやったら伝わるか考えて、体育館開放も気持ちを入れて開放してほしいと考えますが、その点について町はどう考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（石川交三君） 小玉教育長

○教育長（小玉史男君） 6番佐沢議員にお答えいたします。

昨日、まず椎名議員のほうにもお伝えしておりますが、体育館や公民館、それからトレーニングルーム等の開放については、先ほどお話いただいたとおり8日からホームページ等でお知らせをさせていただいております。とにかくまず早めに開放をしなければならないということで、即効性のあるホームページ等でのお知らせということになっておりますけれども、今後改めて、どのような活用の仕方があるのか、他町村の取り組みを含め様々情報収集しながら、改めて町の皆さんに幅広く使用していただけるように工夫しながら発信してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（石川交三君） 6番佐沢議員

○6番（佐沢由佳子君） まずは早めに開放していただいたことを大変いいと思っておりますので、それをさらに活用して、町民のためになる、どうやったら活用してくれるかっていう視点を持って内容を考えていただけたらと思います。また、冬期、雪の降る地域ですので、冬期の運動不足や、お子さんの遊び場が足りないってことは毎年のことでありますので、クマ対策から始まったこととはいえ、町民の冬の運動不足解消のことも考えていただいて設計していただけたらと思います。

次の質問にまいります。大きい2番、人と地域のつながり支援について問うということでございますが、養護老人ホームの森山荘では、今、入居定員50名のところ、今までは少なくとも90%ぐらいの入居があったが、今年は40名を切って三十数名と利用者が不足しているとのこと。措置費のみで運営されているため、大幅に入居人数が不足している今年度は大幅な赤字が予想されるであろうと聞きました。かつては、なかなか入居できない状況にも、人数が、希望者がおり、入居できない状況もあったと聞く

が、入居者不足の要因はどんなところにあるのか。

養護老人ホームは、現在生活している環境や経済的な理由から自宅で生活するには困難な、概ね65歳以上の高齢者が入居できる老人ホームであると定義されていますけれども、入居するには、役場の健康福祉課の窓口、包括支援センターへ相談して申し込むとありますが、高齢化率が高く、一人暮らしも多い当町では、対象者が全くいないとも考えにくいと思います。民生委員や町内会長など町内の情報を熟知している人が相談に乗ったり、町に対象者をつなげたりといったことが今まではあったと思いますけれども、見守ったり、見守って各機関へつなげることができる人が不足して見落とされている人がいるのではないかと考えられます。それとも、入居者対象者のニーズに変化があるのか。また、民間の介護施設でも利用者が不足していると聞くので、そちらも対象者の減少によるものなのか、経済的理由による利用控えなのか。町としてどのように分析しているか、お聞きしたいと思います。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

養護老人ホームは、社会福祉制度が措置から契約へと転換されていく中で、高齢者のセーフティネットとして残された措置施設であります。介護保険制度での施設サービスなど、在宅での生活が困難となった高齢者の支援について選択肢が増えてきた一方で、経済的問題、虐待などの家庭問題など様々な問題を抱えた高齢者にとっては、この養護老人ホームが最後の砦ともなっていることは、今も昔も変わりはありません。

しかしながら、五城目町では平成26年の人口が1万199人だったのに対しまして、10年後、令和6年の全人口は7,814人、ここで2,385人減っているわけでありまして、高齢化が進む一方で65歳以上の方々の人口も231人減っているという現状がございます。数年前まで介護保険制度での施設に空きがないため、やむを得ず養護老人ホームへ入所する事案もございましたが、現在は施設にも空きがあると伺っております。人口の減少に加えまして、医療の進歩などの影響で数年前より元気な高齢者が増加しているように捉えております。

家族形態が大きく変化する中、同居する若い家族が減少していることにより町民のニーズも変化してきており、民間の介護保険事業所などとも連携しながら、新しい時代に向けた体制整備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石川交三君） 6番佐沢議員

○6番（佐沢由佳子君） 元気な高齢者が増えてるのであれば、とても喜ばしいことなんですけれども、老人ホームに入る、入らないにかかわらず、やっぱりこう、その何か一人暮らしで困ってることがあるとかそういうことを相談する相手が不足してきているのではないかなと感じております。民生委員になり手が不足だったり、町内会の方もみんな若い人にバトンタッチするにあたり、なり手がいなかったりと、社会的、まあ時代が少し変わってきているので、そこら辺の見守りっていう強化が必要だなということを感じておりますし、森山荘に関しては、簡単に赤字だから定員を減らしたりとしていいものかどうかとか、いろんな議論がたぶんこれから赤字が続けば話が出てくると思うんですけれども、町としてはきちっと見守って、適材適所っていうか、必要な人に必要な支援が届くように見守り機能を強化していければなと感じております。

そこで2番なんですけれども、重層的支援体制整備事業を何かやるということで、私も前回J I A Mで福祉のことについて学んできて、重層的支援体制整備事業のことについて少し触れてきたわけなんですけれども、周りの議員からも重層的支援体制整備事業をやってくれということで今までこうお話があったわけなんですけれども、来年度からいよいよ着手するというので、地域住民の複雑化、複合した支援ニーズや既存の制度の狭間にある課題に対応するために、町が包括的な支援体制を構築する事業が重層的支援体制整備事業と言われておりますけれども、対象者の属性にかかわらず断らない相談支援、地域活動への参加を促し、人とつながりや多様な社会資源へのアクセスを支援する。福祉分野だけでなく地域全体を巻き込み、多様な主体による活動を促進する支援の3つの支援を一体的に実施することを必須としております。

全員協議会で示された地域福祉計画では、既存の事業や実施主体が示されており、まずは基本となる事業実施主体となる団体や課の連携や相互的に相談、話し合いできる体制を強めることが必須であると考えます。実施計画を進める中で、この連携を形だけでなく強固なものにしていただきたいと考えております。その上で、福祉分野だけでなく、各課の連携や町の民間の団体や施設などの協力・連携も不可欠であると考えます。まずは重層的支援体制整備事業の実施に向け、町としての意気込みを、町長の意気込みをお聞きしたいと思います。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

昨年7月に私もJ I A Mで、その社会保障のことについて研修を受けてきております。その時に重層の取り組みの必要性も十分頭にたたき込んでおりますので、この取り組みは本当に必要だなというふうに思っております。

先ほどの答弁でも重なりますが、高齢化や人口減少が進み、家族形態も大きく変化する中で、一つの世帯には複数の課題が存在している状態など、地域住民が抱える課題は年々複雑化、そして複合化してきており、既存の制度や枠組みだけでは対応しきれない事案が増加しております。形だけではなくて、改めて既存の制度などや地域資源を把握・分析した上で、我が町のためにどういった体制を構築し、何をすべきか。で、地域福祉計画を進めながら、地域住民や現場の事業所の専門職を含めた幅広い関係機関などとともに重層的な支援体制を構築していきたいという考えであります。

以上です。

○議長（石川交三君） 6番佐沢議員

○6番（佐沢由佳子君） 五城目町の重層的支援体制整備事業は待望の事業ですので、ぜひ連携を強固にして推進していただきたいと考えております。

3番、福祉分野以外でも、乗り合いタクシー、朝市、みんなの学校、わらしべ塾、集落支援員による町中心部の個別訪問、みせっこ浅見内やJ Aに協力いただいている買い物支援など多岐にわたるメニューで、生活支援や地域とのつながりを促進する活動が行われていると思います。しかし、五城目町の面積の広さと点在する集落を考えると、町内会の衰退や民生委員などの担い手不足、空き家の増加、高齢者の一人暮らしなど、人や地域とのつながり、コミュニティの衰退が顕著であると考えます。

そこで、令和6年6月の一般質問でもお話しましたけれども、「各地区公民館を利用した新たなコミュニティづくりを」ということで、各地区公民館を複合的な施設として利用するためにコミュニティセンター化し、そちらを活動拠点にして、町民同士や各機関とつなぐコーディネーター的な役割を担う地域おこし協力隊、若しくは集落支援員など外部人材を数名グループで、1人ってというのは少しかう考える、相談する人がいないと思いますので、各場所二、三名など配置してはどうかと質問していましたが、その後検討は進んでいるのか。現在の検討の進捗状況と、進まないとすればどういった問題があるのかというのを理由をお伺いしたいと思います。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

佐沢議員のおっしゃるとおり、町内会の役員や民生委員などのなり手不足によりまして、コミュニティ活動に影響が及んでいると感じております。

町では、国の集落支援制度を活用して令和6年度からコミュニティナース活動に取り組むとともに、令和7年度からは浅見内活性化委員会によるコミュニティ活動、朝市活性化支援員による朝市振興を実施していただいているところであります。

現在、その公民館におきましては、指定管理制度によって各地区の町内会の協力を得て、コミュニティ活動を行っていただいているところでありますが、コミュニティ活動を担いたいという方がいらっしゃれば、ぜひともまちづくり課に相談いただきたいというふうに考えております。

なお、佐沢議員からご提案いただきました各地区公民館のコミュニティセンター化とコーディネーターの配置は、具体的な検討には現在に至っておりませんが、各地区公民館との指定管理等の協議の際にご意見などを伺う必要があると考えております。

以上です。

○議長（石川交三君） 6番佐沢議員

○6番（佐沢由佳子君） 現在その担い手不足というのも、その公民館長も今頑張ってもらってる方もいらっしゃいますし、次の世代につないでいくっていう意味では少しく、今はいいけどっていうところがたぶんあると思います。で、その先を考えて、公共施設の存廃の問題もそうですけれども、廃止とか活かすとかっていう議論の中にもこういった事業とか活用についても検討して行ってほしいと感じております。

3番、教育留学での親の居場所についてです。

（1）教育留学が大変注目されており、利用者は結構こうコンスタントにいらっちゃっていますけれども、子どもは学校で過ごすものの、一緒に来た親の居場所がなく、ちょっと困ってるっていう人の話もよく聞きます。それぞれの行動力やリサーチ力にもよりますが、非常にもったいない状況とも言えます。県外から来ている方に五城目の魅力を伝えるチャンスでもあると考えています。滞在中の観光するプランを提示するために、教育留学に来た親の目線に立ったパンフレットの作成や、来た人に町の良さをそれぞれPRしてもらえるような策を考える、来た人についていうのは、来た人が外向けに五城目町良かったよとか、そういう発信をしていただけるような策を考えるなど、教育課だけの問題ではなく商工観光の面でも注目すべきと思います。職人体験、農業体験、空き家移住体験など、各課や民間にあるリソース、資源と掛け合わせた体験メニューの

開発もあれば、より充実し、観光や町の移住定住対策にもつながるのではないかと考えますが、町の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（石川交三君） 小玉教育長

○教育長（小玉史男君） 佐沢議員にお答えいたします。

私も教育留学については、過去3年間、関わらせていただいております。県の委託事業から町単独での事業へと進化してきたこの教育留学であります。非常に関心を持っていただいております。もう5月、募集を開始した時点で、ほぼ1年間の留学人数に達するようない問い合わせ、それから申し込みがある状況であります。これまで3年連続だとか2年連続という方々もおありまして、非常に五城目町に親しみを持ってきていただいておりますが、全く初めて五城目にいらっしゃるといの方もたくさんおります。

ただ、その保護者の方々含めてですが、リモートでお仕事をしたりしている方もおり、あるいは土日の状況を聞いた時には、五城目町を堪能しましたという声もたくさん聞いておりますので、全ての保護者がそのような考えだけではなくですね、それぞれのリサーチによって対応しているところは確かにあるかと思えます。ただし、やはり情報が不足しているというのは佐沢議員のおっしゃるとおりでありまして、そういったところにつきましては、本人の意向を聞きながら、コーディネーターを通して五城目町の案内等を行っていただいているところであります。時期によってはあまり暑すぎるとか、今回のようにクマの状況があつてなかなか外に出られないといった状況もありまして、難しいところはあるかと思えますけれども、今回につきましては、わらしべ塾と一緒に参加したいという声もありまして、このようなところもプログラムしているところであります。

このことから、教育委員会としても佐沢議員と同じように様々な観光プランや体験メニューの必要性は十分感じているところであります。各課との連携を含めた検討を進めていくとともに、コーディネーター1人制ではなくて複数制の体制にすることによって、さらにつながりやすく、五城目町をより広く知っていただける機会をつくることのできるのではないかというふうに考えておりますので、そちらのほうの強化を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（石川交三君） 6番佐沢議員

○6番（佐沢由佳子君） 教育留学で来た方にお会いしてお話しすることもあるんですが、大変好印象で帰っていかれる方も多くて、少しでも五城目を楽しんでいただけたらいい

などということで質問させていただきました。コーディネーターの複数配置というのはすごくいい案だと思いますので、ぜひ今後も教育留学の充実をお願いします。

2番に参ります。教育留学に参加される方の移動手段について、車で来る方はいいんですけれども、またレンタカーの方もそれでいいんですが、そうでない方もいらっしゃると思います。子どもの集団登校の参加も、クマの出没や雨の日、これからは雪の日は地元の子どもも親が送迎しているなど、天候や状況に左右されることが多くなります。教育留学期間の子どもや親に関しての移動に乗り合いタクシーの利用は可能かということと、案内して利用してもらったほうがいいのではないかとということで、町としての考えをお聞きします。

○議長（石川交三君） 小玉教育長

○教育長（小玉史男君） お答えします。

教育留学生及び保護者の乗り合いタクシーの利用については、運行時間などの制約はありますが、基本的には利用可能とのことでありますので、案内してまいります。

以上です。

○議長（石川交三君） 6番佐沢議員

○6番（佐沢由佳子君） 利用できるということで、案内していただけたら幅が広がるかと思うのと、あと、教育留学に参加する方の滞在する場所の近いところこう、集団登校の育英会の方に、なかなかこう集団登校の方にこう滞在期間とか、まあ滞在される方がいるとかという情報が行かないことも多くて、何か雨降った時にどう知らせればいいんだとかそういう心配のお声もいただいておりますので、そこら辺のケアもお願いしたいと思います。

それでは、次、4番、五城目高校の魅力向上について。

1番、五城目高校の存続について、具体策として授業用パソコン購入支援、給食支援、五城目高校教育振興会補助金の増額が示されておりましたが、高校側のその後の反応や、保護者や生徒からの評判やどんな反応があったか。それは実際に五城目高校の魅力向上にどのようにつながったか。次年度の生徒募集のPRになるのかっていう点についてどのように町としてお考えなのか、お知らせいただきたいと思います。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

この昼食支援についてアンケートを実施してみました。対象の95%の保護者が賛成

との結果であり、「家庭の負担が減り、大変助かる」。また、「地産地消につながり、とてもいいと思う」などの意見をいただいております。実施後も、保護者や生徒から大変好評を得ているようであります。また、これまで五城目高校ではパンや弁当の販売がなかったことから、昼食に苦勞されていたそうではありますが、町の昼食支援をきっかけにJAあきた湖東の移動販売車「とうこちゃん」が販売に訪れるようになり、生徒のみならず先生や事務員の皆さんも大変喜んでいらっしゃるようであります。

また、パソコンの購入支援につきましては、来年度入学生を対象として検討しておりますが、高校側からは、県の予算が打ち切られることから、学校にとっても保護者にとってもありがたいことであるというお話をいただいております。

五城目高校教育振興会補助金については、振興会で検討していただき、体育館のWi-Fi環境の整備や生徒の町内における校外学習などに活用していただいているところであります。

まずは生徒や保護者の皆さん、そして先生たちに喜んでいただけることが重要だと考えており、校長先生、教頭先生から、中学校訪問時に高校の紹介と併せて町からの支援について宣伝していますというお話をいただいているとのことでありますので、支援事業の継続が生徒募集につながってほしいと考えております。

以上です。

○議長（石川交三君） 6番佐沢議員

○6番（佐沢由佳子君） 知人からも、生徒が昼食を提供される日を楽しみにしているということも聞いております。新聞の紙面に載ったことも、とても良いPRの場であると思いました。高校生が考えた弁当の提供も素敵な取り組みであったと思います。

先日、中学校3年生総合的な学習の発表会がありまして、「五城目町をよりよくするために自分たちができること」という表題で、親として参加して行ってきました。そこには五城目高校の校長先生、教員の方、生徒も数名聞きにきており、中学校3年生の10名が思い思いの自分たちが主体的に五城目の活性化のために活動してみたいことをプレゼンし、発表していました。とても内容も良く、素敵なプレゼンだったんですけども、その中で五城目高校でも同様に中学生を呼んでプレゼンを最初に行ったようでして、そういった感じで五城目高校の生徒と中学生がお互いにプレゼンを発表し合ったり、クリーンアップを一緒にやったりと相互交流が盛んになっているようです。朝市サミットでも協力してもらいましたし、学校側と相談して町が高校の魅力化へできる支援をまず

は示してやってみたことで進んだ交流であると評価しております。

その上で、2番目になりますけれども、魅力向上を目指して協議も進めていくべきと思いますが、協議は続けていられているのかということと、協議会というような堅い組織のほかにも、町民や中高生と五城目高校のこれからを考えると魅力的な高校になるにはなど、アイデアを出し合うワークショップのようなものを話す場、意見を聞く場もあってもいいのではないかと考えておりますが、今後の協議の進め方とか考えてることありましたら教えてください。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

今年度に入って行っている様々な支援は、これまでも何度か言っていますが、まだまだ入り口であります。高校の魅力化に向けた高校と町との協議は続けており、もちろん今後も続けてまいります。現在は教育振興会内に魅力化向上を図るための調査や審議を行う部会を設置するため、振興会の会則の改正に向けて進めているところであります。

佐沢議員からご提言のありましたことは非常にいいアイデアだと思いますので、そのことも頭に入れながら、今後五城目高校の魅力向上、そして存続に向けて全力で努めてまいります。

以上です。

○議長（石川交三君） 6番佐沢議員

○6番（佐沢由佳子君） 先ほども言いましたけれども、五城目、その第一中学校でやったプレゼンがとても良くて、五城目高校のプレゼンも聞いてみたいなとすごく思ったところであります。ぜひ町長にも聞いていただきたかったなということで、ぜひ五城目高校と中学校の子たちのプレゼンを町民に聞かせる機会があったらなとすごく感じました。

五城目町の中でいろんな人が対話して、五城目の直接こうすぐ事業につながるわけではないんですけれども、どういうことがあったらいいかな、主体的に自分たちがどういうふうに動いて活動していったら五城目がよりよくなるんじゃないかなって話を、未来の話をするのは、とてもいい機会だと思いますので、そういったことで子どもたちを含め町民同士の対話の場が広がっていけばいいなと感じております。町民の幸福度が少しでも上がっていくように私たちも努めていかなきゃいけないですけども、これからも町と住民代表として更なる幸福度が上がるように私も頑張っていきたいと思っております。

私の質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（石川交三君） 6番佐沢由佳子議員の一般質問は終了いたしました。

昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

午前11時40分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（石川交三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

7番石川重光議員の発言を許します。7番石川重光議員

○7番（石川重光君） 7番石川重光でございます。今定例会の最後の質問者となります。

よろしくお願いいたします。

早速、通告に従いまして質問に入ります。

1つ目の45の施策推進についてでございますけれども、町長がさきの町長選挙におきまして公約に掲げた5本の柱と45の施策をもって、根底から強いまちづくりを目指しておりますが、この限られた期間の中でこれら45の施策をどのように展開し、また、その展開は可能でしょうか。限られた期間、任期1期4年として、その期間の中でどのような政策をどのように進めていこうとしているのか。町長就任から間もなく10か月になろうとしております。5本の柱と45の施策は町民に示されておりますでしょうか。施策が町民に伝わっているのか。また、町民の理解は得られているのか、お伺いをいたします。

○議長（石川交三君） 執行部の答弁を求めます。荒川町長

○町長（荒川滋君） 7番石川重光議員にお答えいたします。

私の公約であります5本の柱と45の施策につきましては、9月定例会で松浦議員の質問にお答えしたとおり、任期満了までかけて進捗・点数ともに100点以上目指すとし、進んでまいります。

5本の柱と45の施策を町民にお示しして、今年2月の町長選挙において皆様から信託を賜り、町の舵取りを担わせていただきました。ですので、町民にはお示ししたと考えております。

2月の就任以降、できることから一歩ずつ進めているところでありますが、改めて今年度に策定する五城目町過疎地域持続的発展計画や令和8年度の当初予算編成方針、そして令和9年度から始まる五城目町総合発展計画に私の公約を反映していきたいと考え

ております。

以上です。

○議長（石川交三君） 7番石川重光議員

○7番（石川重光君） 今、町長からご答弁いただきましたけれども、町民に示したというのは、いわゆる町長選挙に向けての公約であって、実際就任してからの推進っていう、まちづくりの推進というのはまた違ってくると思います。予算的なこととかそういったことも含めた町長としての公約、これをやっぱり町民にしっかり示すべきではないでしょうか。早急に町民の意向を確認し、まちづくりに反映させるべきだと思います。

それに関連した次の項目に移りますけれども、町民と町が直接対話をして意見交換を行い、町民の声を町の政策や運営に反映させる町政座談会の開催が必要であると思います。45の施策の中に定期的な各地区での座談会実施を掲げておりますけれども、座談会開催による町民の声をまちづくりに取り組んでおられるのか。町長は、その開催の必要性をどう捉えておられるのか、お伺いをします。

地域の抱える問題やその課題解決に向けた町民の生の声、町民の意向が町政に反映され、町民と行政が一体となってまちづくりに取り組む、その姿勢があってはじめて強いまちづくりにつながると言えると思いますけれども、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

議員のおっしゃるように「町に住む方々が主役の町へ」というのが私の公約の一つであります。石川議員がご指摘のとおり、町民の声を町の施策や運営に反映させるため、定期的に町内各地区において町政座談会を開催することは非常に重要であると認識しており、私の公約の柱2本目の2番目に掲げております。今年度は各地区町内会長会へ座談会の開催要望を確認し、五城目地区と富津内地区では既に実施しており、他の地区においては日程を調整中です。

なお、開催の形式については、座談会という形式がいいのか、それとも既存の町内会の集まりに合わせて私が出向いて行く形がいいのか、それらを確認しながら実施しているところであります。今後も開催方法などについて各地区町内会と協議しながら、定期的に実施していきたいと存じます。

また、町に住む方々の声が届くのは重要なことだと思っておりますので、各町内会長とのホットラインの確立も私の公約の柱2本目の一番先に掲げており、これはホットラ

インの確立を進めております。既に多くの町内会長様からホットラインにご登録いただき、様々な情報や意見など、そして要望などをいただいておりますので、座談会から得られた町民の声と併せて今後の町政に反映させていきます。

町民の方々の声が反映されることにより、生きがいとやりがいを感じられ、結果的に満足度の高まりにつなげていきたいというのが私の考えであります。

以上です。

○議長（石川交三君） 7番石川重光議員

○7番（石川重光君） やはり町民の声、町民の意向というものをやっぱり町政に反映させていかなければならない重要な課題だと思っております。今の町長の答弁の中に、町内会長さんからのホットラインでまちづくりに対するご意見等あったということですが、具体的に何件ぐらい来て、ご紹介できるような事例がありましたら、まちづくりに対する事例がありましたらお知らせ願いたいと思います。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

町長と町内会長とのホットラインの目的は、まちづくりだけでなく安全・安心に生活できるということも重要な目的の一つであります。これまでホットライン開設から届けられた件数は数えてませんが、1,000件までは行ってないと思いますが、そういうレベルの件数です。主な内容は、大雨災害の時、それからクマの出没、各町内会の課題や悩み、そういったところが数多く寄せられているところであります。

以上です。

○議長（石川交三君） 7番石川重光議員

○7番（石川重光君） 町民の間からは、新町長なって就任されてから頑張ってるというような声もあれば、動きがよく見えないという方も町民もいらっしゃいます。動きというのは、会議や行事に参加することのみならず、まちづくりに奔走するといえますか、町の課題に対して国や県への働きかけとかそういった行動も指していると思いますけれども、よく見えないというような声もございます。そういった中で、まちづくりどうしていくのか。多くの町民が生声を聞いてもらいたいというような声も聞こえてきます。やはり町政座談会、まあ形式は別としても座談会方式か、町内会の会議に出席するか、ホットラインか、それは別としても、もっともっとその町民の意見を聞く、生声を聞くというまちづくりの姿勢が大事ではないかと思っておりますけれども、改めて伺います。

いかがでしょうか。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

まず動きが見えないということに関してですけれども、議員時代から、議員は何をやっているのか全く見えないという声、私も言われていました。そういうことに対しまして、私は、まあSNSですけれども、例えば何月何日月曜日、何時何分から何がやって、何時何分からは何々課長と打ち合わせをした。細かく載せています、動きを知ってもらいたいので。そこまで書く必要ないよという人もいますけれども、私は今のところは続けています。それから、上京して何々省に行つてこういう要望をした。あとは何々国会議員と会つて町の状況を伝えて、町のために力を貸してくださいという要望をした。事細かにその動きを表しているつもりではあります。で、全ての人がインターネット環境にあるわけでないので、こちらから幾らでも出向いていって、で、町内会長とのホットラインも町民の方々の声を吸い上げる工夫の一つだと思ってやっています。座談会もそうです。それでもまだまだ足りないと思われているようですので、今後また気を引き締めて進んでいきたいと思ひます。

以上です。

○議長（石川交三君） 7番石川重光議員

○7番（石川重光君） 町長からもそういうご答弁ございましたけれども、より多くの町民の方からの意見を拾っていただきたいというふうに思っております。

次の質問に移ります。令和8年度予算編成の準備作業に入っていることと想定されますけれども、施策推進に伴う政策的な予算編成に取り組むこととなりますけれども、令和5年度は94.4%、令和6年度は90.1%の一般会計における経常収支比率は90%を超え、財政の硬直化が進んでいる状況にあります。経常経費が大きなウエイトを占める本町の財政状況にあつて、政策予算の確保は厳しいと思われまひます。その財政状況にあつても、目指すまちづくりを実現するための施策推進は重要であると思ひます。弾力性の低い財政状況の中で、施策をどう推進し、町民のニーズにちよえていくのか、お知らせを願ひたいと思ひます。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

本町の財政状況については、議員の認識どおり経常収支比率が高く、自主財源に乏し

い現状にあります。その中で私の公約を含む政策予算については、町民ニーズに対応し、財政の健全化を担保しつつ着実に進捗できるよう確保してまいります。そのためには、国・県の補助金や支援制度を最大限活用し、地方債についても交付税算入の大きい有利な起債を適用するなど、外部資本の積極的な活用、起債の質を高めるよう努めてまいります。

繰り返しになりますが、厳しい財政状況ではありますが、住民の安全・安心を最優先に国・県との情報収集と要望強化、そして事業の効率化などにより財源を確保し、一歩ずつ政策実現に向け取り組んでまいります。

以上です。

○議長（石川交三君） 7番石川重光議員

○7番（石川重光君） 健全財政を堅持しながら、いろいろな諸課題に対応した施策推進をしてもらいたいと思います。

町はこれまで、コロナ、あるいは水害、クマ出没、物価高騰によりまして町の経済は低迷しております。町民も疲弊しております。こういった時期に町がいろいろな事業を推進しながら明るいまちづくりのために頑張ってもらいたい。町長の手腕に期待するところが多分にあると思いますので、事業を推進していただきたいと思います。

次に、クマ被害対策についての質問に移ります。

街路灯整備によるクマ被害対策をと題しまして、クマ対策につきましては、これまで7名の議員から質問があり、それだけ重要な案件であると捉えております。

本町におけるクマの目撃情報は、ここ数年において増加の一途にあります。人や車を恐れずに餌を求めて市街地に出没するアーバンベア、都市型クマの増加が最近の特徴でもあります。誘因樹木の伐採に対する支援や箱わなの設置による駆除などのほか、町民への注意喚起など、町のクマ対策にもかかわらず、頻繁なクマ出没情報に加えまして人身被害も発生しております。クマ出没は今後も続くものと想定されますが、今後の対応として市街地に出没しないよう緩衝地帯の整備は、人間生活圏とクマの生息域を分けるすみ分けのための仕組みづくりや、クマの出没を減らす効果的な対策と考えられます。町は今後どのようなクマ対策を実施していくのか、お知らせください。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

松浦議員と斎藤議員の質問に対する答弁と重複いたしますが、今後の対策といたしま

しては、早朝の通学路の見守り体制を地域、学校と連携して強化するとともに、監視カメラの設置・運用の見直しに努め、危険区域をデジタル地図で共有する仕組みを整備してまいります。また、今お話にありました緩衝帯の設置等、現在行われている対策についても継続してまいります。

以上です。

○議長（石川交三君） 7番石川重光議員

○7番（石川重光君） 緩衝地帯の整備につきましては、県内でも各市町村で整備が進んでおります。にかほ市や八峰町、あるいは大館市などでも、緩衝地帯整備後、クマの出没情報が入ってこないことから、一定の出没抑制効果があると事例の報告がございました。本町でも一部取り組んでおるようではございますけれども、こういった緩衝帯の整備を今後も続けてもらえればなというふうに考えております。

2番目に移ります。クマの出没は日の出や日没前後での活動が活発であります。薄暮の頃から活動する。その時間帯の外出を控える町民も少なくありません。クマの出没による被害は、人身被害や農作物被害のほか、人の生活圏に出没することによって飲食店などへの経済的な被害にまで及んでおります。暗闇から突然クマが現れるのではないかと、町民は辺りに警戒心を高めながら不安な生活を送っております。仕事を終え、帰宅し、車から下りて家に入るまでの短い時間でありませけれども、クマがいないか辺りを見ながら、警戒しながら家に入るという方、辺りが暗くて不安であるという方も町民に少なからずおります。

そこで、街路灯の整備によりまして生活空間を明るくし、クマなどの所在を視認できるように、街路灯の整備をして危険の回避をするべきではないでしょうか。防犯を含めた安全な生活空間が保たれるよう図るべきでありと思っておりますが、町の考え方をお知らせください。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

夕方・夜間のクマ出没に伴う不安と被害を抑えるため、緩衝帯の設置、餌となる農産物の管理、街路灯の整備、そして照度の向上、視認性の向上、夜間の安全情報の発信体制の整備に努めてまいります。出没状況と被害実績を指標に評価し、町民の安全確保を最優先に、暗闇の不安を解消する生活空間の確保を目指してまいります。

以上です。

○議長（石川交三君） 7番石川重光議員

○7番（石川重光君） 町長は今でも登庁、あるいは帰宅は徒歩、あるいは自転車、車、いずれかだと思いますけれども、帰宅時に辺りの暗さ、危険さ、不安さっていうのを感じませんか。で、やっぱり町民は等しくそのように感じております。もっと街路灯の照度を上げれば、動物等の視認ができると、危険を回避できるというような声もよく聞かれます。街灯の整備をするお考えはないでしょうか。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

2月の就任から徒歩又は自転車での通勤を続けておりました。9月定例会の後は、それにインターバル速歩を取り入れて、周りから見ればあの人何やってるんだべって思われるようなペースで歩いたりしてこともありましたが、10月1日からは今は自家用車で通っています。その通勤、徒歩での通勤途中に被害に遭ったりすると、これはちょっと大変なので自家用車で通っています。

その徒歩での通勤の時に町中の照度の不足などを感じている箇所もありますので、そういったところは頭に入れてこれから、先ほど申しましたけども、暗闇での安全確保につながるよう努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（石川交三君） 7番石川重光議員

○7番（石川重光君） まあ整備すると力強く答弁がなかったこと、大変残念に思いますけれども、町長も一度全町を回られて街灯の状況を確認されてはいかがでしょうか。

以前、小玉議員が街灯の整備について一般質問されております。その時のやりとりの中で、町からは、街灯設置に対するルールがあると。ただし、このルールは見直しする時期に、見直しを検討する必要があるというようなことで答弁されております。まあ2年ぐらい前からクマの出没が頻繁になっておりますけれども、状況が変わってきて、人命に対する危険がクマの出没によって増しております。状況が変わってると思っております。街灯の設置については、そのルールの見直しを急ぐべきではないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（石川交三君） 荒川町長

○町長（荒川滋君） お答えいたします。

石川議員は長年この行政に携わっていた方なのでお分かりかと思いますが、私たちが

町内会、住民の立場で街灯の増設を町に要望してきて、ずっと保留されてきたという経緯があります。なかなかその優先度が上に行かないとかということであったんですけども、石川議員はそういった行政の仕組みを十分ご存じだと思います。

昨年、この今年度は1基増設しましたが、たった1基であります。住民の安全・安心には変えられませんので、その設置基準を見直す時期に来ているとは思っていますので、どういったことが可能かを庁内で話し合いしながら検討してまいります。

以上です。

○議長（石川交三君） 7番石川重光議員

○7番（石川重光君） 人命に関わることにもつながりかねませんので、ぜひともルールを検討していただいて、設置につながるような施策をしていただきたいと思います。

それを期待いたしまして、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（石川交三君） 7番石川重光議員の一般質問は終了をいたしました。

日程に従い、議案の審議に入ります。

議案第69号、五城目町議会議員及び五城目町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの3ページをお願いいたします。

議案第69号、五城目町議会議員及び五城目町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に要する経費に係る公費負担の限度額が引き上げられましたことから、当該条例の一部を改正するものであります。

4ページのほうをお願いいたします。

改正内容ですけれども、第8条は、選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価の改正であります。次の第11条は、選挙運動用ポスターの1枚当たりの製作単価に関する改正となっており、施行期日は公布の日からとしております。

以上が説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第69号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第70号、五城目町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） それでは、議案綴りの5ページをお願いいたします。

議案第70号、五城目町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、標準準拠システムに実装される「住登外者宛名番号管理機能」を用いる「住登外者宛名番号を附番・管理する事務」が個人番号の独自利用事務に該当することや、当該機能の情報が庁内連携に該当することから、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定により、当該条例の一部を改正するものであります。

6ページのほうをお願いいたします。

改正内容でございますけれども、独自利用事務及び庁内連携に対応するため、第1表から第3表にそれぞれ住登外者宛名番号管理機能に関する事務及び連携を行う特定個人情報である住登外者宛名情報を追加するものでありまして、施行期日は公布の日からとしております。

以上が説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第70号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第71号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの8ページをお願いいたします。

議案第71号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、令和7年度の人事院勧告を受け、令和7年4月1日から給料表の改定、期末勤勉手当の引き上げなどを実施するため、当該条例の一部を改正するものであります。

次に、主な改正内容を説明します。9ページをお願いいたします。

第1条でありますけれども、一般職の給料表となる別表第1の全部改正を行うものであります。改定する給料月額でございますけれども、8,527円から1万2,562円の範囲での引き上げとなっております。本町における平均の改定率でございますが、3.37%となっております。

次に、ページのほう飛びますが、14ページをお願いいたします。

14ページであります。第2条をご覧いただきたいと思いますが、令和7年12月に支給する期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.025月分引き上げ、期末手当は1.275月分、勤勉手当を1.075月分とするものであります。

続いて3条になりますが、令和8年6月以降に支給する期末手当は1.2625月分とし、勤勉手当を1.0625月分とするものであります。

次に、15ページをお願いいたします。

第1条の施行期日の関係でございますけれども、先ほどお話ししました本則の第1条及び第2条の改正は公布の日からとし、本則第3条は令和8年4月1日からとしております。ただし、適用期日につきましては、第1条は令和7年4月1日からとし、第2条は令和7年12月1日からとしております。

以上が説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。11番齋藤議員

○11番（齋藤晋君） この71号に、提案理由に「人事院勧告を受け」ということがあ

りますけれども、人事院勧告は最低賃金の引き上げによるそういうものを反映してくれ  
ということだと思います。その中で人事院勧告から来た文章には、額で来てるんでしょ  
うか、それとも率で賃金を上げろということ由来てるんでしょか。額で上げると、何  
円というのでこう上げていくと、上のほうも何円しか上がりませんが、率で来ると、  
上のほうの上げ幅が大きくなるんですね。それはどういうふうに人事院勧告から来てい  
るのか、教えていただけますか。

○議長（石川交三君） 東海林総務課長

○総務課長（東海林博文君） お答えします。

人事院勧告そのものが町のほうに来ているというわけじゃなくてですね、それを受け  
て県のほうから、町の給料表は県の給料表に基づいておりまして、県のほうからまたこ  
ういうふうな形に改正しなさいというような文章が来ております。そこにつきましては、  
たしか率で表示されたように記憶しておりますし、県のほうでこういうふうな給料表を  
改定しますというところに倣っているものでございます。

以上です。

○議長（石川交三君） 11番斎藤議員

○11番（斎藤晋君） 正確なものの言い方をしてほしいと思いますので、その文章があ  
りましたら後で示していただければと思います。

○議長（石川交三君） ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する終わったものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託するこ  
とにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第71号の審査につい  
ては、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第72号、五城目町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め  
る条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの16ページをお願いいたします。

議案第72号、五城目町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正及び児童福祉法等の一部を改正する法律により、保育所等の職員等の虐待に関する通報義務等が創設されたため、当該条例の一部を改正するものであります。

17ページをお願いいたします。

主な改正内容でございますけれども、第12条は、児童虐待への対応強化の観点から、保育所等の職員等に対する、すいません、保育等の職員等による虐待に関する通報義務等を創設するものであります。

第17条第2項の改正でございますが、利用乳幼児に対する健康診断の全部又は一部を行わないことができる場合を追加するものであります。

第23条第2項から第47条第1項までの改正でございますけれども、保育士に地域限定保育士制度の創設に伴い併記するものであります。

施行期日は公布の日からとしております。

なお、本町において現時点で該当する事業はありません。

以上が説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第72号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第73号、五城目町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの18ページをお願いいたします。

議案第73号、五城目町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、児童福祉法等の一部を改正する法律により、新たに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の職員等の虐待に関する通報義務等が創設されるにあたり、当該条例の一部を改正するものであります。

19ページをお願いいたします。

主な改正内容でございますけれども、第25条は、児童虐待への対応強化の観点から、保育所等の職員等による虐待に関する通報義務等を創設するものであります。

以上が説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第73号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第74号、五城目町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの20ページをお願いいたします。

議案第74号、五城目町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準が令和7年4月1日に施行されたことに伴い、令和8年度からの乳児等通園支援事業を実施するにあたり、設備及び運営等の基準を定めるため、当該条例を制定するものであります。

21ページをお願いいたします。

制定する条例の内容でございますけれども、乳児等通園支援事業の実施に必要な施設の設備及び運営等の基準を定めたものでございますが、構成内容は、第1章は総則、第2章は事業に関する基準、第3章は雑則というような内容で条例を構成させていただいております。

内容についてのご説明はしませんけれども、この条例の概要について少しご説明をさせていただきます。

乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度でありますけれども、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て世帯に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形態での支援を強化するものとして、月の一定時間、まあ月10時間となりますけれども、まで利用可能枠の中で、就労要件等の保育事由を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付制度の創設となっており、現在、令和8年4月の実施に向けまして、もりやまこども園と協議を行っているところでございます。

施行期日は公布の日からとしております。

以上が説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑・・・10番椎名議員

○10番（椎名志保君） まずその国の制度であるこども誰でも通園制度ということの中身をちょっとあまり深く理解しないでお聞きしますけれども、誰でも通園できるっていうことは、保護者の就労にかかわらず預けることが、その年に例えば何日とか何時間とかそういう規定を設けながら、保護者の就労にかかわらず誰でも預けることができるという制度だと思っておりますが、その預けたことに対する保育料は、保育料の部分も、今までこども園に通園させていた五城目町民に等しく、それにかかる、誰でも通園制度にかかる給付の部分は町が全面的に無償化するという理解でいいのでしょうか。

○議長（石川交三君） 答弁者は。館岡健康福祉課長

○健康福祉課長（館岡裕美君） この事業につきましては、議員のおっしゃるような方向で検討しているところでございます。

○議長（石川交三君） ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議案第74号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第75号、五城目町恋地スキー場設置条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長(澤田石清樹君) 議案綴りの32ページをお願いいたします。

議案第75号、五城目町恋地スキー場設置条例を廃止する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、令和17年から休業しております五城目町恋地スキー場につきまして、周辺施設の解体も行われ、今後もスキー場としての利用が見込めないことから、当該条例を廃止するものであります。

33ページをお願いいたします。

当該廃止条例の施行期日につきましては、令和8年4月1日からとしております。

以上が説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑を許します。14番館岡議員

○14番(館岡隆君) かなり前に国設スキー場から国設スキー場でなくなったわけですが、その用地を利用して今いろんな車が走っておりますが、それに関しての管理等についてはどういうふうになってるのでしょうか。いまだにあそこ国設でしょうか。国の国設って、つまり国でつくったという意味じゃなくて国の土地でしょうか。どうですか。それとも、あれは五城目町で借り上げてあったのかどうか。あのスキー場自体の土地を買いあげてあったのか。買ってあったような感じもしますが、どうでしたか。その辺ははっきりとお願いしたいと思います。

○議長(石川交三君) 答弁者は。澤田石副町長

○副町長(澤田石清樹君) 土地に関しては町、五城目町のものとなっております。

あと、オフロード等の対応については、スリーアイバード、まあ2つの団体ございますけれども、何だ、基準に伴い申請出して許可を与えながら使っていただいております。その期限というのが年度いっぱいという形になってございます。それ以降については、普通財産という扱いで令和8年度以降は別の対応という形になりますが、今現在そうい

う形にしております。国の財産ではございません。町の財産でございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（石川交三君） ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第75号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第76号、五城目町火災予防条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの34ページをお願いいたします。

議案第76号、五城目町火災予防条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、令和7年2月に発生しました大船渡市林野火災を受けて、消防庁における消防防災対策のあり方に関する検討が行われまして、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことを踏まえまして、当該条例の一部を改正するものであります。

35ページをお願いいたします。

主な改正内容でございますけれども、第29条の8では、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができるとしております。

下の第29条の9では、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることとしております。

また、第53条は、林野火災の発生原因の大半は人的要因によることから、火災と紛らわしい煙等を発する恐れのある行為等の届け出の対象に「たき火」が含まれることを明記させていただいております。

施行期日は令和8年1月1日からとしております。

以上が説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第76号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第77号、五城目町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの37ページをお願いいたします。

議案第77号、五城目町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正するものであります。

38ページをお願いいたします。

主な改正内容でございますけれども、第10条第3項第1号は、保育士に地域限定保育士制度の創設に伴い併記するものであります。

第12条は、保育所等の職員等の虐待に関する通報義務等を創設するものであります。

施行期日は公布の日からとしております。

以上が説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託するこ

とにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議案第77号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第78号、五城目町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長(澤田石清樹君) 議案綴りの39ページをお願いいたします。

議案第78号、五城目町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、平成8年4月から消費税法改正に係る改定を除き据え置いてきました水道料金について、水道事業の健全な経営及び計画的な水道施設の維持管理に必要な財源の確保を図るため、五城目町水道事業及び下水道事業経営等審議会の答申に基づき、上水道事業区域と旧簡易水道区域で異なる料金を統一すること、そして用途別料金体系から口径別及び用途別料金体系への変更によるメーター口径別基本料金を設定すること、また、超過料金への従量制の導入をするため、当該条例の一部を改正するものであります。

なお、本案における口径13mmの基本料金は税抜きで2,900円となり、上水道事業区域の現行基本料金と比較して約6割の改定率となることから、附則におきまして経過措置期間を設け、負担軽減を図ることとしております。

40ページをお願いいたします。

改正内容となりますけれども、用途別料金体系から口径別及び用途別料金体系への変更となることから、関係条文の「用途」を「種別」に、そしてまた第27条第2項中の「その用途を変更した場合の料金」を「別表第1に定める種別に変更があったとき」に改めまして、別表第1の水道料金表を全部改正するものであります。

続いて41ページをお願いいたします。

先ほど申し上げましたけれども、附則において経過措置期間を設けることから、令和8年5月から令和9年4月までの水道料金表は、改定率まず約2割、そして令和9年5月から令和10年4月までの水道料金表は、改定率が約4割となり、令和10年5月から本則の別表第1による水道料金とするものであります。

施行期日は令和8年4月1日からとしております。

以上が説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第78号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第79号、五城目町下水道条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 議案綴りの43ページをお願いいたします。

議案第79号、五城目町下水道条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、平成5年10月の供用開始から消費税法改正に係る改定を除き据え置いてきました下水道使用料について、汚水処理費の受益者負担の観点から、現在約6割の回収率を約9割にするほか、使用料収入を汚水処理量で割り返しました使用料単位を1㎡当たり150円とするため、五城目町水道事業及び下水道事業経営等審議会の答申に基づき、当該条例の一部を改正するものであります。

44ページをお願いいたします。

改正の内容でございますけれども、別表第1の下水道使用料を全部改正するものであり、現行の基本使用料と比較して2割の改定率となっております。また、従量使用料の区分につきまして、現行の3区分から水道料金の超過料金の区分に合わせまして7区分としております。

施行期日は令和8年4月1日からとしております。

以上が説明となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議案第79号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第80号、令和7年度五城目町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長(澤田石清樹君) それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

議案第80号、令和7年度五城目町一般会計補正予算(第5号)、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、主なるものとしまして、公式LINEによる情報発信に向けたシステム整備業務、それから広域ごみ処理施設の基本計画策定業務に対する秋田市への負担、それから猟友会に対するクマ対策に関する補助、それからこの冬における道路除雪委託、それと人事院勧告に基づく人件費のほか、今年8月・9月の大雨災害の激甚指定による国庫負担金の増額や前年度決算剰余金を全額計上しまして財政調整基金などに積み立てる予算などについて補正計上させていただいております。

はじめに、1ページの第1条にありますけれども、補正額であります。歳入歳出それぞれ3億3,539万6,000円を追加しまして、補正後の歳入歳出予算総額を75億4,757万3,000円とするものであります。

次に、その下の第2条になりますけれども、地方債の補正がこう載っておりますが、ここは雀館公園の照明器具のLED化、それと農地・農業用施設と林道災害復旧事業に係る起債の限度額を変更するものでございます。詳細につきましては歳入においてご説明いたします。

それでは、10ページをお願いいたします。歳入の説明となります。10ページの12款2項2目2節の01高岳地区基盤整備事業負担金の補正でございますが、基盤整備の最終年度となりますことから、経営体育成等促進計画書の変更作業を行うための受益者の負担金でありまして、69万3,000円を補正するものであります。

続いて12ページをお願いいたします。14款1項2目の1節03現年林道施設災害復旧費負担金の補正は、今年の8月・9月の大雨時の林道災害復旧事業について、今後の測量設計業務等を補助対象に加え、激甚災害指定による補助率を適用することによりまして4,667万6,000円を補正するものでございます。

次に、16ページをお願いいたします。15款2項4目1節の14でございますが、現年の農地・農業用施設小災害復旧事業費補助金の補正は、9月の13日に専決処分で計上しておりました小災害復旧事業が激甚災害指定を受けたことにより、その財源を措置するものでありまして、4,933万3,000円を補正するものであります。

18ページをお願いいたします。17款1項1目1節01の一般寄附金、そしてその下の06一般寄附金（災害支援）の補正でございますけれども、10月末までに町の寄せられました寄附金について、それぞれ29万9,000円、169万円を補正するものであります。その下の部分については、後で教育長のほうからご説明があります。

次に、20ページをお願いいたします。18款1項1目の1節01の特別会計繰入金の補正でございますけれども、介護保険特別会計における事業の過年度精算分としまして61万9,000円を補正するものであります。

続いて22ページをお願いいたします。18款2項1目1節の01財政調整基金繰入金の補正でありますけれども、今回の補正の歳入歳出の収支調整として4,806万8,000円を減額補正させていただいております。

なお、この補正によりまして財政調整基金の取り崩しの予算額というのが5億4,262万3,000円となっております。

次に、24ページをお願いいたします。19款1項1目の1節01の前年度繰越金の補正でございますけれども、令和6年度の決算剰余金を全額予算計上するため、今回2億814万5,000円を補正するものであります。

続いて26ページをお願いいたします。20款6項6目の雑入1節02の総務課分の補正でございますけれども、今年8月大雨で避難所開設などを行ったことに対する災害対応の保険金としまして171万7,000円を補正するものであります。

次に、28ページをお願いします。21款1項9目でございますが、の1節でございますが、農林水産施設災害復旧事業債は、この8月・9月の大雨災害に対する林道施設災害復旧事業と農地・農業用施設の小災害復旧事業に係る起債でございますが、合わせて7,260万円を補正するものであります。

以上が一般会計の歳入補正の説明となります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

説明は事務事業別に細目単位によるものとしますけれども、令和7年度の人事院勧告に伴う給与改定などに関する人件費の増額補正と今後の見通し等についての減額補正については細目単位での説明は省略させていただきたく、よろしくご説明申し上げます。

また、施設修繕に関する補正も何箇所かございますけれども、全てが設備の経年劣化に対するものでございまして、内容のほうの説明は省略させていただきたいと思っております。よろしくご説明いたします。

なお、一般会計における職員、会計年度任用職員及び委員報酬などの人件費の補正でございまして、給料、手当、共済費等、総額で84万3,000円の減額補正となっております。当然、人事院勧告の分はプラス、いろんな清算に伴うものは減額ということで、トータルで84万3,000円の減額となるものであります。

それでは、32ページをお願いいたします。2款1項1目0001一般管理費一般の補正でございまして、職員が使用する弱視のための拡大鏡の購入、それから人事給与システムの改修負担金など、合わせまして70万8,000円を補正するものであります。同じく0003職員管理費の補正でございまして、DX推進の取り組みの一つとしてAIに対する職員の理解と意識醸成のための研修を行うため、33万円を補正するものであります。同じく0004電算業務費の補正でございまして、電算室のバッテリーの交換、それから業務用端末等の廃棄、それからメールサーバーを含む内部情報機器を継続して利用するためを合わせまして104万4,000円を補正するものであります。それから同じく5目0002の庁舎管理費の補正でありますが、役場庁舎前庭など敷地内の樹木76本を伐採するため、205万5,000円を補正するものであります。同じく9目0001地籍調査費の補正でございまして、現在、上山内の県の河川改修に伴う国土調査の修正を行っておりますが、追加して調査をして修正しなければならない区域が増えたことにより、地籍調査委託料73万9,000円を補正するものであります。同じく次のページ、そして34ページにわたりますけれども、11目の0005の福祉課関係の補正でございまして、令和6年度、昨年度の子ども・子育て交付金など事業費確定によりまして国・県からの負担金と補助金を合わせて返還するため、合わせて2,462万7,000円を補正するものであります。

続いて40ページをお願いいたします。3款1項2目0009の介護保険会計繰出金

の補正でございますけれども、介護特会の事業の見込み及び定期人事異動に伴う人件費などにより、合わせて75万8,000円の繰り出しを補正するものであります。同じく0010高齢者世帯等除雪支援事業の補正でございますが、作業料金の値上げを行うため、66万円を増額補正するものでございます。同じく4目の0001防犯・防災対策費の補正でございますが、公式LINEの情報配信方法の整備を行うため、67万7,000円を補正するものであります。

続いて46ページをお願いいたします。46ページの3款6項1目の0006事務費等繰出金の補正でございますが、国保特会の国のシステム標準化に伴う資格確認書の様式変更のため、24万8,000円を補正するものであります。

続いて50ページをお願いいたします。4款2項1目の0001上水道事業費の補正でございますが、今年の8月・9月の大雨災害の際の水道料金の減免分を補助するための34万6,000円を補正するものであります。

52ページをお願いいたします。4款3項1目0001清掃総務費の補正でございますが、秋田市への広域のごみ処理を行うための基本計画策定業務に係る秋田市への負担金としまして35万8,000円を補正するものであります。

54ページをお願いいたします。6款1項5目の0002ですが、歳入でもご説明しましたが、農地集積加速化基盤整備事業の補正でございますが、高岳地区の基盤整備事業が最終年度にあたるということで経営体育成等促進計画の変更作業を行うため、143万円を補正するものであります。

56ページをお願いします。6款2項1目0002の有害鳥獣対策費の補正であります。クマ対策としまして箱わな3基の購入や、猟友会の方々への活動報酬などを含む猟友会への補助金としまして554万円を補正するものであります。

58ページをお願いいたします。7款1項5目0005の恋地スキー場の補正でございますが、スキー場の解体工事を見送る、まあスキー場の設備の解体工事を見送ることとしたため、その調査設計業務委託契約額の減額を行っております。その分の163万2,000円を減額補正するものであります。

続いて62ページをお願いいたします。62ページの8款2項2目の0002除雪事業の補正でございますが、この冬の道路除雪委託料などについて合わせまして8,444万7,000円を補正するものであります。

続いて64ページをお願いいたします。8款4項2目0001の街路維持補修事業の

補正でございますが、国道285号の警察署からお菓子屋のハチヤさんまでの県の浸水対策事業に伴いまして沿道のケヤキ75本を伐採するため、385万円を補正するものであります。同じく6目0001下水道事業費の補正でございますが、今年8月・9月の大雨災害の際の下水道使用料の減免分と人事院勧告に伴う職員人件費を補助するため、合わせまして102万7,000円を補正するものであります。

80ページをお願いします。飛びますけども80ページをお願いいたします。80ページの11款1項1目0001現年災害復旧事業の補正は、ゼロ円となっておりますが、小災害復旧事業費1億4,800万円に対する県補助、そして地方債の財源措置に係る補正を行っております。同じく2目0001現年災害復旧事業の補正は、この8月・9月の大雨災害の林道災害復旧事業について工事発注に係る調査設計などを行うため、3,891万8,000円を補正するものであります。

教育委員会の関係の補正予算については、教育長がこの後ご説明申し上げます。

ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 小玉教育長

○教育長（小玉史男君） 教育委員会関係の一般会計補正予算の概要について申し上げます。

歳入についてご説明申し上げます。

18ページをご覧ください。17款1項1目1節07一般寄附金（学校教育課分）20万円の補正は、大窪胃腸科内科医院 院長 大窪天三幸様より「特別支援教育充実のために」といただきました寄附金を計上したものであります。

28ページをお願いします。21款1項6目土木債3節01公園施設照明器具更新事業債の補正は、町民センター前の街路灯をLED化する工事に係る財源として90万円を補正するものであります。

歳出についてご説明申し上げます。

34ページをお願いします。2款1項11目諸費0006学校教育課関係の補正は、令和6年度子ども・子育て支援交付金の清算による返還金について9万7,000円を補正するものであります。

64ページをお願いします。8款4項5目公園管理費0001雀館運動公園管理費の補正は、弓道場周辺の街灯LED化修繕料及び町民センター前の街灯LED化工事費として139万1,000円を補正するものであります。

70ページをお願いします。10款1項2目事務局費0002事務局用事務費の補正は、防災服一式の新規購入に係る費用として5万1,000円を補正するものであります。同じく0004放課後児童健全育成事業の補正は、学童保育すずむしクラブの利用者増加に伴う食料費及び印刷製本費の不足分、連絡用携帯電話の機種変更に伴う費用について10万4,000円を補正するものであります。同じく0005児童生徒学校生活サポート事業の補正は、会計年度任用職員である学習サポート職員が1名増員となったことなどによる報酬及び旅費について172万6,000円を補正するものであります。

72ページをお願いします。10款2項1目小学校管理費0001管理費一般の補正は、五城目小学校の給湯ボイラー2基のうち1基が故障したことによる修繕費用として25万3,000円を補正するものです。同じく2目小学校教育振興費0001教育振興一般の補正は、特別支援教育に係る備品購入費として20万円を補正するものであります。

78ページをお願いします。10款5項1目保健体育総務費0002都市交流事業の補正は、令和8年2月に開催される千代田区内濠周回駅伝大会へ五城目町陸上競技協会が参加するための補助費として25万円を補正するものであります。同じく2目学校給食費0003学校給食費無償化事業の補正は、今年度積み立てる基金について1,990万9,000円を補正するものです。同じく3目保健体育施設管理運営費0001圏民体育館の補正は、トレーニング室の使用券の印刷費及び広域体育館エントランスの修繕費としての需用費と移動用のアンプ・スピーカー・マイク等の音響セットの備品購入費を合わせて186万5,000円を補正するものであります。同じく0002屋内温水プールの補正は、温水器熱源ポンプ用制御機器の修繕及び小規模修繕に係る費用と更衣室の床マット購入費として118万1,000円を補正するものであります。

以上、12月補正予算についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する・・・14番館岡議員

○14番（館岡隆君） 副町長からも教育長からも説明はなかったわけですが、予算書のこれは何ページだ、38ページ、38ページの細目は補助金、負担金及び、ま

あ負補交ですが、自衛隊五城目町協力補助金5,000円というふうになって極めて大きい数字か小さい数字か、あまりにも小さくて目立ちすぎましたので、まあ当局のご意見を伺っておかなきゃならないなど、こういうように思います。町長の行政報告の中には、自衛隊に協力いただきまして箱わなの設置から、まあまあ期間は10日ぐらいであったんでしょうか、18日からと書いてありましたが、そのぐらいいろいろと協力的に自衛隊も、まあ自衛隊単独ではない、国からの指令、県からのお願いでございますが、その中でいて、この自衛隊協力会に対しての5,000円っていうのは、大体メンバーが30人ほどおります。で、中の運動、行動そのものは1年に1回、現場、まあこの辺では加茂の駐屯地とかいろいろとまあ自衛隊の現場あります。それから、秋には自衛隊祭に行っているいろいろな方々と交流をさせていただきます。そのほかに五城目町のこの協力会の大会には、自衛隊の幹部が、今年は特別立派な幹部が来ておりまして、総会終わり次第、我々も会費で一献いろいろ懇親するわけでございますが、懇親をして、非常に五城目町に対して素晴らしい印象を持ちながら、それで方々に、まあ転勤されていってもですね、たまには連絡来まして、すこぶる五城目町の雰囲気はいいわけでございますが、その中でまずこの町で補正を組んで5,000円プラス、5,000円っていうのは極めて大きいって、極めて頑張ったのか大きい数字だなと、こういうように思うんですよ。自衛隊は国の機関でございますが、それに対して自衛隊は嫌な方々もいらっしゃいますが、助かる時はすこぶる、今回のようにクマの件によっても、すぐそばにおっても非常に助かるわけございまして、今は中国との問題もいろいろございますが、大きく言えば大変なことでございますが、地元としては非常に協力会そのものの動きが非常に大切で、いろいろ懇親を深めていけばこそ、近しくしていればこそ、いろいろと自衛隊との関係も順調に、まして五城目町からも優秀な人材が随分輩出されております、自衛隊にはですね。

ちょっと古い話でございますが、イラクの、イラクにサマーワの第一陣、第一陣でサマーワに行ったひげの隊長ですよ、佐藤。今は議員辞めておりますけれども、あの方が第一陣でサマーワに行かれた時、あのメンバーを特定したのが五城目町出身の北海道で今いる方です。皆さんご存じだと思いますが、大石フサさんの息子さんです。あの方がサマーワのメンバーをつくり上げて、それでサマーワに行って、まあどなたも批判をしてないで、あれでイラクも収まったわけでございますが、そのぐらいいろいろと五城目町とは、特別活動しなくてもそのぐらいいろいろとやってきたと。私たちも会員も、協力

会の会員もそれぞれ隊長、幹部と会っていろいろなお話をされて、それなりに親しくさせていただいて、自衛隊についていろいろ勉強させていただいたり、いろいろ人間的なつながりもさせていただいております。それなのにこの5,000円っていうのは、まあ事務は町でやっていただいておりますけれども、5,000円っていうのはちょっと考え方、まあこの75億円の予算を持つてるのに5,000円はちょっとあまり考え過ぎじゃないですか。いずれ荒川町長の時代も来るわけですから。確かね、今の会長は前の町長ですよ、元の町長ですよ。元の町長がやってるからっていう考え方でこの予算を5,000円程度に抑えてるのかね。いずれは今の荒川町長に来るんですよ。荒川町長の時代が、また協力会の会長になるんですよ。町長が断らない限り。ほとんどどこの町もそういうふうになってますので。そこで、この5,000円で今抑えていくっていうことは、極めて異常な事態じゃないかなと。お目こぼしで5,000円いただいたのかもしれませんが、まあどっちつかずの5,000円になったのではないかなと、こういうふうに思うんですよ。こういうあんまり煎じ詰めて言うと思案までいきますので、それは抜きにして一般論ね、一般論。どこの町の町長も協力会の会長になってます、大概是。あとは協力会がなければ、言葉悪いけども親子会っていうか父兄会っていうのがあります。そのぐらいね近しくされておりますので、この際、いずれ今は確かに前の町長で荒川町長嫌でしょうけれども、協力会の方々は全部荒川さんを書いてますよ、選挙で。それなのにこの5,000円っていうのは、別に書いたから5,000円以上よこせと云ってるわけじゃないけども、何もそこに、何ていうか、そういうふうに決めつけるあはれないんじゃないかなと。これオープンに協力会、協力していただけてるし、組織としても頑張ってるし、これはやっぱり町としても認めなきゃならないなど。前はこのぐらいの10倍はありましたよ。この5,000円っていうのはやっぱりちょっと考えものですよ。これをまずミスプリントでないでしょうから、これの何らかの考えあったらひとつ副町長からでも。

○議長（石川交三君） 澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 今のご質問に、舘岡さんのほうに、議員のほうにお答え申し上げます。

今回のこの協力会の5,000円の補助金でございますけれども、この根拠となるものは、協力会のほうから五城目町の協力会が秋田県、本体のほうに5,000円の負担金を、まあ年間負担金ですけれども、5,000円の負担金を支払っていると。それに対

する町から協力会のほうに5,000円を補助させていただき、協力会のほうから秋田県のその協会のほうに5,000円を支払うということで、今回5,000円の計上をさせていただきました。遅い予算措置ということで大変協会のほうにはご迷惑をおかけしたと思えますけれども、まずは今回の5,000円というのは、その協力会の体制強化等々ではなくて、県に、県の大きい団体のほうに対する負担金ということで計上させていただきますので、その辺はご承知置きいただければと思います。

以上でございます。

○議長（石川交三君） 14番

○14番（館岡隆君） ただいま副町長の話で十分理解することでございますけれども、まず5,000円をやったっていうのは、まず今回ある意味きっかけでございますので、ぜひ来年度はもうちょっと大きい意味で予算措置していただきたいなど。ほかのほうでも辛抱して、辛抱っていうか節約いたしますので、この件についてはいずれ荒川町長にもお願いに行く時代も来るかもしれませんので、ひとつよろしくお手配をお願いします。ここで約束する、来年の予算を約束するというわけにいかないけども、まあ考えておいってください。よろしく願いいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第80号の審査については、関係部分を関係各常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第81号、令和7年度五城目町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 予算書の91ページをお願いいたします。

議案第81号、令和7年度五城目町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由をご説明申し上げます。

本案は、一般会計からの事務費繰入金及び前年度繰越金を財源としまして、国のシステム標準化に伴う資格確認書様式の変更に対応するための台紙代、そして令和6年度の国保特定健診の実績に基づく国、そして県への返還金を補正するものであります。

補正内容は第1条にありますように、補正額としまして歳入歳出それぞれ予算をそれぞれ33万1,000円を増額し、歳入歳出予算総額を11億3,328万4,000円とするものであります。

説明は以上であります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第81号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第82号、令和7年度五城目町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 予算書の105ページをお願いいたします。

議案第82号、令和7年度五城目町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、秋田県後期高齢者医療広域連合に対する納付金の実績見込みによりまして補正するものでありまして、その財源については保険料を充てるものでございます。

第1条にありますように、補正額は歳入歳出をそれぞれ1,199万4,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を1億7,399万9,000円とするものであります。

説明は以上となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託するこ

とにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議案第82号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第83号、令和7年度五城目町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長(澤田石清樹君) 予算書の115ページをお願いいたします。

議案第83号、令和7年度五城目町介護保険特別会計補正予算(第2号)、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、介護報酬改定等に伴うシステムの改修、介護予防事業、地域支援事業の実績見込みにより補正するものでありまして、その財源としまして国・県等の支出金、そして一般会計からの繰入金、そしてまた前年度繰越金を充てるものでございます。

補正内容は第1条にありますように、補正額は保険事業勘定の歳入歳出予算をそれぞれ388万8,000円を増額しまして、補正後の歳入歳出予算総額を20億1,159万5,000円とするものであります。

説明は以上となります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、教育民生常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議案第83号の審査については、教育民生常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第84号、令和7年度五城目町水道事業会計補正予算(第4号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長(澤田石清樹君) 予算書の151ページをお願いいたします。

議案第84号、令和7年度五城目町水道事業会計補正予算（第4号）、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、今年の8月・9月の災害時の水道料金の減免分として一般会計からの補助金、それから定期人事異動などに伴う職員の人件費、そして浄水場設備の修繕経費を補正するものでございます。

第2条の収益的収入及び支出の補正でありますけれども、補正額は、収入の第1款事業収益は、水道料の減免相当額の一般会計からの補助金34万6,000円を増額補正し、支出の第1款事業費用は、人事院勧告による職員人件費の増額と定期人事異動に伴う職員人件費の減額、それから浄水場の取水口スクリーンの交換の経費、合わせまして592万7,000円を減額補正するものであります。

説明は以上であります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第84号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

次に、議案第85号、令和7年度五城目町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。澤田石副町長

○副町長（澤田石清樹君） 予算書の159ページをお願いいたします。

議案第85号、令和7年度五城目町下水道事業会計補正予算（第3号）、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、今年の8月・9月の災害時の下水道使用料の減免分の一般会計からの補助金、それと人事院勧告に伴う職員人件費などを補正するものであります。

第2条の収益的収入及び支出の補正でございますけれども、補正額は、収入の第1款下水道事業収益は、災害時の下水道使用料の8月・9月の減免相当額と人事院勧告に伴

う職員人件費の増額分についての一般会計からの補助金を合わせて102万7,000円を増額補正し、支出の第1款下水道事業費用は、人事院勧告に伴う職員人件費と利率見直しによる企業債利息の増額分を合わせまして96万円増額補正するものであります。

説明は以上であります。ご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、総務産業常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第85号の審査については、総務産業常任委員会に付託することに決定いたします。

本日まで受理した請願・陳情は、請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。

以上で本日の会議は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。ご苦労様でした。

---

午後 2時54分 散会

